琴平町地域防災計画

〔震災対策編〕

令和元年度修正

目 次

震災対策編

第 1	章	総	則		
第	1 節		目 的	総則-	1
第	2節		計画の構成	総則-	1
第	3節		他の計画との関係	総則-	1
第	4節		計画の修正	総則-	2
	5節		計画の習熟等	総則-	2
	6節		住民すべてによる防災対策の推進	総則-	2
第	7節		防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱一	総則-	3
第	8節		被害想定		
第2	章	災	害予防計画		
第	1節		都市防災対策計画	予防-	1
第	2節		建築物等災害予防計画		
第	3節		地盤災害等予防計画		
第	4節		火災予防計画		
第	5節		危険物等災害予防計画		
第	6節		公共施設等災害予防計画	予防-	12
第	7節		ライフライン等災害予防計画		
第	8節		防災施設等整備計画	予防-	16
第	9節		防災業務体制整備計画		
第	101	節	保健医療救護体制整備計画	予防-	22
第	1 1 1	節	緊急輸送体制整備計画		
第	121	節	避難体制整備計画		
第	131	節	食料、飲料水及び生活物資確保計画		
第	141	節	文教災害対策計画	予防-	37
第	151	節	ボランティア活動環境整備計画		
第	161	節	要配慮者対策計画		
第	171	節	防災訓練実施計画		
第	181	節	防災知識等普及計画	予防-	48
第	191	節	自主防災組織等育成計画		
第	201	節	被災動物の救護体制整備計画		
第	2 1 1	節	観光客及び帰宅困難者対策計画	予防-	58
第	2 2 1	新	業務継続計画 (BCP) 策定計画	予防-	60

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	応急- 1
第2節	広域的応援計画	応急- 10
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	応急- 15
第4節	地震情報等伝達計画	応急- 19
第5節	災害情報収集伝達計画	応急- 24
第6節	通信運用計画	応急- 27
第7節	広報活動計画	応急- 30
第8節	災害救助法適用計画	応急- 32
第9節	救急救助計画	応急- 35
第10節	医療救護計画	応急- 37
第11節	消防活動計画	応急- 40
第12節	緊急輸送計画	応急- 42
第13節	交通確保計画	
第14節	避難計画	応急- 50
第15節	食料供給計画	
第16節	給水計画	
第17節	生活必需品等供給計画	
第18節	防疫及び保健衛生計画	応急- 65
第19節	廃棄物処理計画	
第20節	遺体の捜索、処置及び埋葬計画	
第21節	住宅応急確保計画	
第22節	社会秩序維持計画	応急- 76
第23節	文教対策計画	
第24節	公共施設等応急復旧計画	
第25節	ライフライン等応急復旧計画	
第26節	農林水産関係応急対策計画	応急- 87
第27節	二次災害防止対策計画	
第28節	危険物等災害対策計画	
第29節	ボランティア受入計画	
第30節	要配慮者応急対策計画	応急- 94
第31節	被災動物の救護活動計画	応急- 97
第4章 災	· 经害復旧計画	
第1節	復旧復興基本計画	復旧- 1
第2節	公共施設等災害復旧計画	
第3節	the second secon	
	義援金等受入配分計画	

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	南海-	1
第2節	関係者との連携協力の確保	南海-	2
第3節	時間差発生時における円滑な避難の確保等	南海-	4
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	南海-	12
第5節	防災訓練計画	南海-	14
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	南海-	15

第1章 総 則

第1章総則

第1節 目 的

琴平町地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年 法律第223号)第42条の規定に基づき、災害時における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による人的被害、経済的被害を軽減するための町域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、自主防災組織等の強化、さらに障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民参加による住民運動を展開することにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

第2節 計画の構成

琴平町地域防災計画は、この計画「震災対策編」のほか「一般対策編」及び「資料編」 で構成する。

第3節 他の計画との関係

1 本計画の位置付け

この計画は、国の防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、香川県地域防災計画に基づき、町の地域における地震対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、町の水防計画、南海トラフ地震防災対策推進計画等を作成する場合には、本計画と矛盾しないよう、十分な調整を図るものとする。

また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画等との整合を図る。

2 香川県国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法(強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条の規定により策定された国土強靱化地域計画は国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有し、国土強靱化に関しては、「地域防災計画」の上位計画であり、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があるため、国土強靱化に関する部分については、香川県国土

強靱化地域計画の基本目標である、

- ①県民の命を守る
- ②県と地域社会の重要な機能を維持する
- ③県民の財産と公共施設の被害を最小化する
- ④迅速な復旧・復興を行う
- ⑤四国の防災拠点の機能を果たす

を踏まえ、この計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、社会情勢の変化等を踏まえ常に 実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、琴平町防 災会議に諮り、速やかに修正するものとする。

また、町は、本計画を香川県防災対策基本条例に規定される施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することにより、取り組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討に当たっては、当該課題に配慮するものとする。

第5節 計画の習熟等

この計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、町及び防災関係機関は平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、職員初動マニュアル等より具体的な行動等を定め、災害対策の推進体制を整えるものとする。

第6節 住民すべてによる防災対策の推進

被害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働のもと、災害の種類や規模に応じ、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせ、一体的な推進を図るなど、多様な視点を反映した防災対策を実践することが重要である。その際、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう様々な

対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要があり、その実践を促進する住民運動を展開しなければならない。

第7節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

大規模地震並びに大規模地震以外の地震に対して、国や県との連携のもとに、地域の特性を踏まえた県実施による地震被害想定に基づく減災目標を策定し、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。

(2) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、町内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、 危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない 水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、町、県、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても 速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、 自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立

場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

(7) 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、 身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
琴平町	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の害及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 特別警報の住民への周知 10 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報の発令並びに指定避難所の開設 11 避難行動要支援者の避難支援活動 12 消防、水防その他の応急措置 13 被災者の救助、救護その他保護措置 14 被災した児童・生徒の応急教育 15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 16 緊急輸送等の確保 17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 18 災害復旧の実施 19 ボランティア活動の支援 20 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(2) 仲多度南部消防組合消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
仲多度南部消防組合消防本部	1 防災教育及び消防訓練2 消防資機材等の点検及び整備3 災害情報等の収集及び必要な広報4 火災等の応急措置及び被害拡大防止措置5 被災者、負傷者等の救出・救助及び搬送

(3) 琴平町消防団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	
琴平町消防団	1 消防訓練及び消防資機材等の点検2 消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置3 被災者、負傷者等の救出・救助	

(4) 県

	機関の名称	;	処理すべき事務又は業務の大綱
香	Л	県	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 特別警報の市町への通知 11 被災者の救助、救護その他保護措置 12 被災した児童・生徒の応急教育 13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 14 緊急輸送等の確保 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(5) 香川県警察 (琴平警察署)

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
琴平警察署	1 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 2 住民への避難指示及び避難誘導 3 警察通信施設の維持管理及び活用

(6) 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県広域水道企業団	1 災害時における水道の被害情報の収集及び県及び町への報告連絡 2 災害時における水道水の供給確保 3 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

(7) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱				
中国四国管区警察局四国警察表现国警察支局	 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 警察庁及び他管区警察局との連携 支局内防災関係機関との連携 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 警察通信の確保及び統制 警察災害派遣隊の運用 支局内各県警察への津波警報等の伝達 				
四国総合通信局	1 災害時に備えた電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設) 整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並び に電波の監理 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指 導及び協議				
四国財務局	 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 地方公共団体に対する災害融資 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置 				
四国厚生支局	1 (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整				

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川労働局	1 産業労働災害防止についての監督指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病害虫防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四国森林管理局(香川森林管理事務所)	1 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材(国有林)の供給 4 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	1 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
中国四国産業保安監督部 中国四国産業保安監督部四国支部	1 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四国地方整備局	1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 空港の災害復旧 7 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の被災地方公共団体への派遣
四 国 運 輸 局	1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 2 陸上及び海上における緊急輸送の確保 3 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の 確保等に係る災害応急対策の指導

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱				
大阪航空局(高松空港事務所)	1 空港施設の整備及び点検(管制部門) 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保(管制部門) 4 遭難航空機の捜索及び救助 ※1及び3の業務について管制部門以外は、高松空港(株)に運営委託している。				
国 土 地 理 院四国地方測量部	1 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力 3 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力 4 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施における測量法第36条に基づく、実施計画書の技術的助言の実施				
大阪管区気象台 (高松地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象業務に必要な観測体制の充実並びに、予報・通信等の施設及び設備の整備 3 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達、並びに防災関係機関や報道機関を通じた住民への周知 4 緊急地震速報に関する利用の心得などの周知・広報 5 避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 6 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、気象状況の推移やその予想の解説等 7 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発				
中国四国地方環境事務所	1 環境保全上緊急に対応する必要のある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達に関すること 3 家庭動物の保護等に係る支援				
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省(本省)及び自衛隊との連絡調整2 災害時における米軍部隊との連絡調整				

(8) 自衛隊

機関の名称			処理すべき事務又は業務の大綱		
ļ	自 衛 隊		1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物 資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支 援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等)		

(9) 指定公共機関

3) 相尼公共機関					
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱				
(独)水資源機構 吉 野 川 本 部	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施				
(独)国立病院機構 中四国ブロック事務所	 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集、通報 (独)国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援 				
日本郵便株式会社 四 国 支 社 (高松中央郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分				
日 本 銀 行 高 松 支 店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報				
日本赤十字社香川県支部	 1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務 				
日本放送協会高 松 放 送 局	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力				

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
NTT西日本(株)香川支店 KDDI(株)四国支店 (株)NTTドコモ四国支社 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復 旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株)四国支店 四国福山通運(株)高松支店 佐川急便(株)四国支店 ヤマト運輸(株)香川主管支店 四国西濃運輸(株)高松支店	1 災害時における陸上輸送の確保
四国電力(株)	1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保
イ オ ン (株) (株)セブン・イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディンヴス	1 災害時における物資の調達・供給確保

(10) 指定地方公共機関

1, 1, 1, 2, 2, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国ガス(株)	1 ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるガス供給の確保
高松琴平電気鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
(一社)香川県バス協会 (一社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) RSK山陽放送(株) 岡山放送(株) 同山放送(株) デルビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱			
(一社)香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療の確保2 災害時における負傷者等の医療救護			
(公社)香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への 災害支援ナースの応援要請			
(一社) 香川県LPガス協会	1 LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるLPガス供給の確保			

(11) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県下水道公社	1 県の下水道の防災対策及び災害応急対策の実施
香川県農業協同組合	 関係機関が行う被害調査の協力 被災施設等の災害応急対策 被災組合員に対する融資等の斡旋
琴平町商工会	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
仲多度郡・善通寺市医師会 医 療 機 関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
琴 平 町 社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
社会福祉施設 学校等の管理者	1 災害時における入所者、生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置

(12) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。
- 2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
- 3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。
- 4 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。

処理すべき事務又は業務の大綱

- 5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
- 6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
- 7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
- 8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
- 9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
- 10 高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- 11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- 12 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、 必要と判断したときは自主的に避難する。また町が避難準備・高齢者等避難開始、避 難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報を発令したときは速やかにこれに応じて 行動する。
- 13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(13) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう 努める。
- 2 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
- 3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図 (ハザードマップ) を作成するよう努める。
- 4 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
- 5 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
- 6 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
- 7 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。
- 8 町が行う避難情報等の発令基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
- 9 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
- 10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(14) 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
- 2 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 3 町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
- 4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第8節 被害想定

1 地震被害想定調査

県では東日本大震災を教訓として、地震防災対策の強化・推進を図るための施策の一つとして、平成24~25年度の2ヵ年で4次にわたり地震被害想定を公表している。この調査は、本県に大きな被害を及ぼすおそれがある地震が発生した場合を想定して、県内各地の揺れや液状化等による被害を科学的に予測したものである。

町においても、上記被害想定に基づき、震災対策を行っていくものとする。

2 被害想定

(1) 前提条件

ア 県内に大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、海溝型地震(南海トラフを震源域とする地震) 2ケースと活断層による内陸型の地震2ケースの合計4ケースを想定している。

イ 想定時期は、地震動・津波ごとに想定される被害が異なる以下3つのケースを 設定している。

'	·
冬 深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する 危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏 昼 12 時	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は冬深夜と比較して少ない。
冬 夕方 18 時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュに近い状況でもあり、交通被害による 人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(2) 想定地震

ア 想定地震1:南海トラフ地震(最大クラス:L2)

南海トラフで発生する地震のうち、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻 度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震を想定し た。

イ 想定地震2:南海トラフ地震(発生頻度の高い:L1)

南海トラフで発生する地震のうち、一定の頻度(数十年から百数十年に一度程度)で発生し、想定地震1に比べ、規模(震度や津波波高)は小さいものの大き

な被害をもたらす地震を想定した。

県内において、過去に大きな被害をもたらしたものは、南海トラフと呼ばれる 海溝を震源域としている地震である。南海トラフは、フィリピン海プレートが西 南日本の下にもぐり込んでいるプレート境界であり、ここを震源とする地震は、 概ね 100~150 年ごとに繰り返し発生している。最近では、1946 年にマグニチュ ード 8.0 の南海地震が発生しているが、宝永地震(1707 年)ではマグニチュード 8.6、安政南海地震(1854 年)では、マグニチュード 8.4 であった。今回の被害 想定における地震の規模は、マグニチュード 9.0(最大クラス)及びマグニチュ ード 8.7(発生頻度の高いもの)の 2 パターン設定している。

ウ 想定地震 3 : 中央構造線(讃岐山脈南縁~石鎚山脈北縁東部)を震源域と する地震

中央構造線は県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本 県にも大きな被害をもたらすものと考えられる。ここでは、本県に最も近い讃岐 山脈南縁~石鎚山脈北縁東部を想定している。地震の規模は、マグニチュード8.0 と設定している。

エ 想定地震4 : 長尾断層を震源域とする地震 長尾断層は、本県の中央東部に存在する活断層で、東西方向約24kmにわたって いるものであり、地震の規模はマグニチュード7.1と設定している。

(3) 地震動予測結果

ア 想定地震1 : 震源域=南海トラフ M (マグニチュード) 9.0最大クラスの地震の場合、町内の震度は、6 弱になると予想される。

イ 想定地震 2 : 震源域=南海トラフ M (マグニチュード) 8.7 発生頻度の高い地震の場合、町内の震度は、5弱~5強になると予想される。

ウ 想定地震3 : 震源域=中央構造線 M (マグニチュード) 8.0 町内の震度は、5強~6強になると予想され、県中央部から西部の広い範囲で 6弱~6強が出現すると予想される。

エ 想定地震4 : 震源域=長尾断層 M (マグニチュード) 7.1 町内の震度は、4~5強になると予想され、県中央部から東部の広い範囲と県西部の平野部で震度5強~6弱が出現すると予想される。

(4) 被害予測結果

琴平町における被害予測結果は、以下のとおりである。

想定地震		南海トラフ		○ th th th /th			
				①最大クラス	②発生頻度高	③中央構造線	④長尾断層
想定項目				M9. 0	M8. 7	M8. 0	M7. 1
	震	度		6弱	5弱~5強	5強~6強	4~5強
	揺れ		(棟数)	180	*	10	*
建物被害	液	状化	(棟数)	*	*	*	*
(全壊)	急傾斜	斗地崩壊	(棟数)	*	*	*	*
※冬 18 時	地震火災		(棟数)	*	*	*	*
	É	計	(棟数)	180	*	20	*
1 44 44 4	建物	勿崩壊	(人)	10	*	*	*
人的被害	急傾斜	斗地崩壊	(人)	*	*	*	*
(死者数)	ر	大災	(人)	*	*	*	*
※②は夏12時、 他は冬深夜	ブロッ	ック塀等	(人)	*	*	*	*
他は冬休仪	4	計	(人)	10	*	*	*
	建物		(人)	190	*	40	*
人的被害	急傾斜	斗地崩壊	(人)	*	*	*	*
(負傷者数)	<i>y</i>	大災	(人)	*	*	*	*
※冬深夜	ブロッ	ック塀等	(人)	*	*	*	*
	É	計	(人)	190	*	40	*
人的被害	控わ	揺れに伴う					
(自力脱出困難		出困難者	(人)	30	*	*	*
者・要救助者)	L / J / J	•					
	上水道	断水人口	(人)	6, 200	180	2, 900	20
		断水率	(%)	66%	2%	31%	0%
	下水道	支障人口	(人)	230	90	150	50
	1 7772	支障率	(%)	5%	2%	3%	1%
ライフライン	電力	停電件数	(軒)	6, 200	0	2, 900	*
被害		停電率	(%)	100%	0%	46%	*
W. C.	通信 (固定・ 携帯電話)	不通回線数	(回線)	5, 000	30	2, 700	*
		不通回線率	(%)	98%	*	52%	*
		停波基地局率	(%)	100%	0%	40%	*
	都市ガス	供給停止戸数	(戸数)	1, 100	0	500	*
1.5→ 17.→H	24.44	供給停止率	(%)	82%	0%	39%	*
交通施設	道路	被害箇所	(箇所)	*	*	*	*
被害	鉄道	被害箇所	(箇所)	10	*	10	*
生活への	避難者	避難所	(人)	260	*	20	0
影響		避難所外	(人)	170	*	10	0
災害廃棄物			(トン)	11,000	20	120	*
その他の	エレベータ 停止	停止数	(棟数)	20	20	20	20
被害		火災	(箇所)	*	<u> </u>	*	*
	危険物	流出	(箇所)	*	*	*	*
※「*」は少)	ないが被害あ	破損棟	(箇所)	*	*	*	*

^{※「*」}は少ないが被害あり※「一」は該当なし

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都 市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

《主な実施担当》

地域整備課、消防本部、消防団、企画防災課

1 都市施設の整備推進(地域整備課)

(1) 土地区画整理

町は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下 水道等を整備して、面的に計画的な市街地を図る。

(2) 街路の整備

町及び県等は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

(3) 公園緑地の整備

町は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、 災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進(地域整備課、消防本部、消防団、企画防災課)

(1) 都市計画における防災対策の位置付け

町及び県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との 有機的な連携を図りつつ、都市計画区域マスタープランに定める都市防災に関する 都市計画の決定方針に基づき、都市計画を定める。

(2) 防火地域、準防火地域の指定

町は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、 建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

(3) 防火用水の確保

地震災害時には、断水が予想されるので、防火水槽を適宜配置し、防火用水として活用できるように努める。

(4) 市街地再開発事業

町及び県等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地

の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

(5) 住宅地区改良事業

町は、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

(6) 宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域 を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

(7) 地区計画による防災まちづくり

町は、火災、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

(8) 住居系用途地域の指定

町は、河川の洪水等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に 住居系用途を指定する。

第2節 建築物等災害予防計画

地震による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、公共建築物の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物の安全確保を図る。

《主な実施担当》

総務課、地域整備課、子ども・保健課、住民福祉課、人権同和室、生涯教育課、消防本部、消防団

- 1 公共建築物等の災害予防(地域整備課、子ども・保健課、住民福祉課、人権同和室、 生涯教育課)
 - (1) 町は、県が行う耐震化事業に準じて、自らが管理する公共施設について耐震診断、耐震補強工事等を推進するとともに、非構造部材及びブロック塀等の耐震性の点検と確保に努める。また、震災時に避難場所となる公共施設の周辺について、緑化の推進、緑地整備を行い、避難場所の安全性を確保する。
 - (2) 町及び県は、学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設管理者に対し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。

2 一般建築物等の災害予防(地域整備課、消防本部、消防団)

(1) 防災知識の普及

町及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(2) 耐震化の促進

町及び県は、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談 体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。

特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、災害時における緊急輸送道路の機能維持を図るため、 重点的な耐震化の促進に努める。

(3) 特殊建築物の防災指導

県は、旅館、ホテル、物品販売店舗等不特定多数の利用者を収容する特殊建築物等について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

(4) 違反建築物の指導

県は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることを防ぐため、違反建築物を 対象とした指導取締りを積極的に行う。

(5) がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

町は、がけの崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行う とともに、既存住宅に対しては、補助事業の活用により移転の促進を図る。

(6) 落下物による危害防止

町は、県が行う建築物の屋根ふき材、外装材、看板及び窓ガラス等の飛散・落下 防止のための指導及び啓発に協力する。

建築物の所有者等は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

(7) ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀 (石塀を含む。)等の倒壊事故を防止するため、次の 施策を推進する。

- ア 町は、住民に対しブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保について広報紙(誌) 等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀等の造り方、点検方法及び補強方 法等についてパンフレットやチラシ等を作成し、知識の普及を図る。
- イ 町は、町内のブロック塀等の実態調査やヒアリングを行い、ブロック塀等の倒 壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は、通学路、避難路及び指定避難場 所等に重点を置くものとする。
- ウ 町は、ブロック塀等を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指 導するとともに、危険なブロック塀等に対しては、改修や防災効果の高い緑化樹 木による生け垣等を奨励する。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯施設又は自動販売機を設置する者は、 当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう 努めるものとする。

(8) 地震保険の普及

町及び県は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。

3 家具等の転倒防止対策(企画防災課、消防本部)

町及び県は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレット等により、住民に対して家 具の転倒防止法等の普及啓発に努める。

住民は、家具の転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

4 被災建築物及び被災宅地の危険度判定(地域整備課)

町は、地震により被災した建築物及び宅地の危険度を判定するため、県が実施する被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成に対して、建築関係団体とともに協力する。

第3節 地盤災害等予防計画

地震による地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定、防止施設の整備を行うとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立等、総合的な対策を推進する。

《主な実施担当》

地域整備課、農政課

1 土砂災害危険区域の災害予防対策(地域整備課、農政課)

(1) 土砂災害危険区域における防災対策として、次の事業が積極的に推進されている。

ア 砂防事業(地域整備課)

町には、土石流危険渓流は、土石流危険渓流 I が 11 箇所、土石流危険渓流 II が 1 箇所あり、災害を未然に防止するために、危険度の高いところから、国土交通大臣が砂防指定地に指定し、県は順次砂防工事を実施している。

イ 急傾斜地崩壊対策事業(地域整備課)

町には、急傾斜地崩壊危険箇所は、自然 I が 10 箇所、自然 II が 6 箇所、人工 II が 1 箇所あり、町及び県は危険度の高いところから、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を実施している。

ウ 地すべり対策事業

町には、地すべり危険箇所は抽出されていない。

工 治山事業 (農政課)

町には、山地災害危険地区が17ケ所あり、その内訳は、山腹崩壊危険地区6箇所、崩壊土砂流出危険地区11箇所となっている。県は、危険箇所の災害を未然に防止するため、治山事業を順次実施している。

- (2) 砂防施設の管理者は、既設構造物について、適宜点検を行い施設の機能の維持に 努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については補修、補 強等整備を行い、地震による土砂災害の防止を図る。
- (3) 町及び県は、地震による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知するとともに、危険箇所等に標柱、標識板等を設置するなど適切な方法で、危険区域に居住する住民の被害の防止に努める。
- (4) 町は、危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害の危険区域に対する警戒避難体制の整備

を推進する。

(5) 県は、地震発生後の余震、豪雨等による土砂災害から県民の生命や財産を守るため、斜面や渓流等、危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの育成を図り、その活動を支援する。

2 液状化等災害の予防対策(地域整備課)

- (1) 地盤の液状化による災害の防止については、地盤改良による方法、構造物の工法によって対応する方法などがあり、液状化のおそれがある場所に施設や構造物を建設する場合には、その施工主等に対して、町は県とともに、必要に応じた対策が講じられるよう指導に務める。
- (2) 町及び県は、埋立地などに重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水などの地盤の状況の把握に努めるとともに、必要に応じた対策を講じる。
- (3) 町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう 努める。

※ 資料

1	急傾斜地崩壊危険箇所	(資料	2-(2)
2	土石流危険渓流	(資料	2 - (3))
3	山腹崩壊危険地区	(資料	2-(4))
4	崩壊土砂流出危険地区	(資料	2- (5))
5	土砂災害警戒区域·土砂災害特別警戒区域	(資料	2-(8)

第4節 火災予防計画

地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の指導を徹底する とともに、消防力の増強、消防水利の整備等を図る。

《主な実施担当》

企画防災課、消防本部

1 出火防止、初期消火(企画防災課、消防本部)

- (1) 一般家庭に対する指導等
 - ア 町、消防本部及び県は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、講演会の開催、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車、防災へリコプター等による広報などにより、出火防止を重点として、火災予防の周知徹底に努める。
 - イ 町及び消防本部は、住民が参加できる防火教室等を開催し、地震による二次災害としての火災の恐ろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法等を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には重点的に各家庭の巡回指導を実施し、出火防止に関する適切な指導に努めるものとする。
 - ウ 町及び消防本部は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう指導に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。
- (2) 事業所に対する指導等
 - ア 消防本部は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者 をはじめとする関係者に対して、震災時の応急対応、消防用設備等の点検整備と 取扱方法の徹底、避難誘導体制の確立、終業時の火気点検の徹底等、防災思想の 普及に努める。
 - イ 消防本部は、事業所に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。
 - ウ 消防本部は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏 えい、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう 指導する。

2 消防力の強化(企画防災課、消防本部)

(1) 町は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に、適切か

- つ効果的な警防活動を行うために、活動体制、活動要領の基準を定めるとともに、 消防職・団員の非常召集方法等について定めておくものとする。
- (2) 町は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実に努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の活性化を積極的に進める。
- (3) 町は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努めるものとする。

3 消防水利の整備(企画防災課、消防本部)

- (1) 町は、震災時には消火栓や水道施設の損壊等により、断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。
- (2) 町は、消火栓のみに偏ることなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

第5節 危険物等災害予防計画

危険物(石油類等)、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

《主な実施担当》

消防本部

1 現 況

町には、消防法(昭和23年法律第186号)に定める危険物施設があるが、特に 配慮を要する大規模施設や危険性の高い物質はない。各事業者は、防災訓練の 実施や施設等の安全性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 施設の安全性の確保(消防本部)

町及び県、香川労働局、中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保 するため、次の措置を講じる。

(1) 保安検査等

危険物関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全性確保のため、保安検査、立入検査等を行う。

(2) 自主保安体制の整備促進のための指導

事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主 点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。

(3) 講習会等の実施

事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により 保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の 強化を図る。

3 資機材の整備等(消防本部)

町は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、事業所に対して化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導するものとする。

4 防災訓練の実施

町及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、よ

り実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に 応じ体制等の改善を行う。

5 防災知識の普及

町及び県は、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を 周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普 及、啓発を図る。

※ 資料

1	一般取扱所	(資料	3- (1))
2	給油取扱所	(資料	3-(2))
3	地下タンク貯蔵所	(資料	3 - (3))
4	屋内タンク貯蔵所	(資料	3-(4))
5	屋内貯蔵所	(資料	3 - (5)

第6節 公共施設等災害予防計画

地震による公共施設等の被害は、住民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、 住民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施 設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順 次耐震対策を行うなど地震に強い施設の確保に努める。

《主な実施担当》

住民福祉課、地域整備課、農政課、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)、中 讃ケーブルビジョン(株)

1 道路施設(地域整備課)

- (1) 道路管理者は、道路施設について、耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設について、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋りょう等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行い、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。
- (2) 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施や、主要な道路について代替路を確保するための道路整備に努める。
- (3) 警察本部は、交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電、電話回線の切断にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。

2 河川管理施設(地域整備課)

本町管内において、金倉川、買田川、平松川、満濃川の2級河川は県が管理しており、普通河川については町が管理している。

- (1) 河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な 箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新 設にあたっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設に ついては、震災時に大きな被害がでないように適切な維持管理に努める。
- (2) 県は、主要河川において、地震災害時の拠点となる水防機能を備えた河川防災ステーションの整備に努める。

3 ため池等農地防災施設(地域整備課、農政課)

(1) 町は、県及び土地改良区等と連携し地震に伴うため池の決壊等を未然に防止する

ため、老朽化したため池の整備を行う。

- (2) 町及び県は、防災重点ため池のうち防災上重要な中小規模ため池について、計画的に耐震診断を実施の上、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行う。
- (3) 町は、県の支援を受け、防災重点ため池について、浸水想定区域図を作成するとともに、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路を示すハザードマップの作成、普及啓発を図る。

4 鉄道施設(四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株))

鉄道事業者は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、 次の対策を講じる。

- (1) 鉄道施設について、橋りょう、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- (2) 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- (3) 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- (4) 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立等、応急復旧体制の整備に努める。

5 放送施設(中讃ケーブルビジョン(株))

放送事業者は、震災時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転落防止、非常電源設備の充実、応急復日体制の整備など防災対策を推進する。

6 廃棄物処理施設(住民福祉課)

町は、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

第7節 ライフライン等災害予防計画

地震による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を 未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとと もに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対 策を実施する。ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、地震被害想定 等を活用し、主要設備の安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行 う。

《主な実施担当》

地域整備課、香川県広域水道企業団、四国電力(株)、四国ガス(株)、西日本電信電話(株)、KDDI(株)(四国支店)、(株)NTTドコモ四国、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)

1 電気施設(四国電力(株)送配電カンパニー丸亀事業所)

電気事業者は、震災時においても電力供給を確保するため、設備毎に耐震化対策を 十分行うとともに、重要な設備についてバックアップ体制の整備等を図る。また、応 急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電 力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 都市ガス施設(四国ガス(株)丸亀支店)

ガス事業者は、地震による災害を防止するため、設備の耐震性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。

3 電気通信施設(西日本電信電話(株)香川支店、KDDI(株)(四国支店)、(株)NTTドコモ四国、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株))

電気通信事業者は、震災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、 地震災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のル ープ構成等バックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を 図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

4 水道施設(香川県広域水道企業団)

水道事業者(香川県広域水道企業団をいう。以下同じ。)は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全強化、送水ルートのループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

5 下水道施設(地域整備課)

町及び県は、下水道施設について、災害による施設の損傷を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するとともに、最低限の雨水排除機能を維持するため、下水道施設の耐震診断を実施し、施設の重要度、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策工事等を実施するとともに、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

軟弱地盤や液状化のおそれがある地盤においては、機能を保持させるため、可とう 性管や可とう性継ぎ手、埋め戻し材(砕石等)等を採用し、緊急度の高い箇所から順 次補強や整備を図る。

下水道管理者は、業界団体等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第8節 防災施設等整備計画

地震災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等 観測、水防、消防、通信等の施設・設備等の整備を図る。

《主な実施担当》

企画防災課、総務課、地域整備課、消防本部、消防団

1 消防施設等(総務課、消防本部、消防団)

- (1) 町及び消防本部は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 消防本部は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び 応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 消防本部は、消防救急無線のデジタル化を推進し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の高度化を図る。

2 通信施設等(企画防災課、消防本部)

- (1) 町、県及び防災関係機関は、地震災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
 - ア 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や 香川県防災情報システム等を活用し、地域、町、県、防災関係機関相互間におけ る情報連絡網の整備を推進する。
 - イ 情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を 推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ウ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用 発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転 可能時間は72時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷 運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行 う。
 - エ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体 的運用等、地震災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

- オ 地震災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネット ワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、消防庁、県、町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。
- カ 平常時から地震災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとと もに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関等との連携 による通信訓練を行う。
- キ 地震災害時に有効な携帯電話・自動車電話等、業務用移動通信、アマチュア無 線等による移動通信系の活用体制を整備する。
- ク 全国瞬時警報システム (J-ALERT) など、地域衛星通信ネットワークと 町防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に 伝達するシステムの構築に努める。
- ケ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。
- (2) 町は、地震発生時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対して も地震情報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。 特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

3 その他施設等(企画防災課、総務課、地域整備課)

- (1) 町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。
- (2) 町は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。
- (3) 道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

※ 資料

1 仲多度南部消防組合現勢 (資料 5-(1))

2 消防団現勢 (資料 5-(2))

3 消防水利の現況 (資料 5-(3))

4 香川県防災情報システム (資料 6-(1))

5 香川県防災行政無線施設 (資料 6-(2))

6 災害対策用ヘリポート (資料 12- (1))

第9節 防災業務体制整備計画

地震災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の 非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中 枢機能等の確保、充実等を図る。

《主な実施担当》

企画防災課、総務課、消防本部、消防団

1 職員の体制(企画防災課、総務課)

- (1) 町及び県、防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要不可欠な職員については、町庁舎と至近距離に居住する職員から、あらかじめ指名し、緊急に自主参集するとともに、待機宿舎の確保など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。
- (2) 町及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、 大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時 に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するこ とに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や 民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

2 防災関係機関相互の連携体制(企画防災課、消防本部)

(1) 地震災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

- (2) 町及び県は、町長と知事とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 町及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ 円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、 連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。
- (4) 町及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとする。
- (5) 県は、町が大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のための県職員を災害時連絡員として町へ派遣する体制を整備する。
- (6) 町及び県、防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- (7) 警察本部は、災害警備部隊について、実践的な訓練等を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。
- (8) 町は、近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (9) 町は、知事に対する自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の 手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況におい て、どのような分野(水防、救助、応急医療等)について派遣要請を行うのか、平 常時からその想定を行うものとする。

3 民間事業者との連携(企画防災課)

町及び県は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

4 防災中枢機能等の確保、充実(企画防災課、消防本部)

町、県及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び地震災害に対する安全性の確保及び非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努めるものとする。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、電気事業者 と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車輌 等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を 得て、調達の確保を図るものとする。

5 基幹情報システムの機能確保(企画防災課、総務課)

町は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施することとし、これに対して、 県は助言を行うものとする。

6 広域防災活動体制の整備(企画防災課、消防本部)

町及び県は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地として リスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

7 複合災害への対応(企画防災課、消防本部)

- (1) 町及び県、防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、 それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難にな る事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 町及び県、防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、 災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、 外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応 計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 町及び県、防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を 踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応 じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上 げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

※ 資料

1	災害対策基本法施行令第22条に基づく協定	(参考	2- (1))
2	香川県消防相互応援協定書	(参考	2- (2))
3	香川県防災へリコプター応援協定	(参考	2- (3))
4	中讚地区広域市町村圏消防相互応援協定書	(参考	2-(5)
5	災害時の相互応援に関する協定書	(参考	2 - (11))

第10節 保健医療救護体制整備計画

地震災害時において迅速な保健医療活動を行い人命の安全を確保するため、応急救護 所の設置、医療救護班等の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保等、保健医療救 護体制の整備を図る。

また、琴平町医療救護計画を策定し、保健医療救護・防疫体制の充実を図る。

《主な実施担当》

子ども・保健課、消防本部、消防団、仲多度南部医師会琴平町支部、仲多度郡歯科医師会琴平町支部、善通寺市仲多度郡薬剤師会

- 1 初期医療体制の整備(子ども・保健課、仲多度南部医師会琴平町支部、仲多度郡歯 科医師会琴平町支部、善通寺市仲多度郡薬剤師会)
 - (1) 町は、医療救護本部、応急救護所の設置、医療救護班等の編成、出動等に関する 体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や 救護班の活動支援等の自主救護体制を確立させるものとする。
 - (2) 県及び関係機関は、町の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム (D MAT) や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに、災害医療コーディネーターも参加する実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。
 - (3) 応急救護所

応急救護所は、初期救急医療等を行うため、町が指定して設置する。

ア 設置及び組織

町が診療所又は避難所として指定した学校等のうちから応急救護所として当該 管理者とあらかじめ協議して指定する。

応急救護所の管理者は医師とし、町災害対策本部の指示により活動する。

応急救護所は、医師、看護師、補助者等をもって編成する。

町は、医師、看護師及び補助者の配置について仲多度南部医師会琴平町支部等 とあらかじめ協議して定める。

イ 担当業務

- (ア) トリアージ
- (4) 重症患者及び中等症患者に対する応急措置と軽症者の処置
- (ウ) 救護病院等への患者搬送の支援
- (エ) 助産活動
- (オ) 死亡の確認及び遺体の検案

(カ) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告

ウ 運営

町は発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設 の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

応急救護所における医療救護活動は、24 時間体制とし、可能な限り予備の医療 チーム(医療救護班)を編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には、 町災害対策本部に必要な措置を要請する。

工 施設設備

- (ア) 既存の診療所を活用するほか安全が確認されている学校校舎の一部又は運動 場等に設置するテント等とする。
- (4) 応急救護所の設置は、おおむね次のとおりとする。
 - a テント 4 方幕付鉄骨テント 6 坪用 (19.8 m²)
 - b 救護用医療機器 創傷セット、熱傷セット、補充用セット、蘇生器
 - c ベッド等 折りたたみベッド、担架、発電機 (2kw照明用)、病衣、雑備品
- (ウ) 応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置と併せて 行う。

2 後方医療体制等の整備(子ども・保健課、仲多度南部医師会琴平町支部、仲多度郡 歯科医師会琴平町支部、善通寺市仲多度郡薬剤師会)

- (1) 町及び県は、応急救護所で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。
- (2) 県は、災害時において県下の緊急医療体制の中心となる災害拠点病院を指定し、これらの病院の施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。
- (3) 救護病院

救護病院は、重症患者の処置と収容を行うほか中等症患者に対する処置を併せて 行う。

ア 設置及び組織

(ア) 救護病院の設置にあたっては、原則として、すべての救急告示病院・診療所 を対象として協力を求めるとともに、その他の医療機関についてもできる限り 協力が得られるよう努める。

- (イ) 組織は既存病院の組織をもって充てる。
- (ウ) 町は、救護病院の医療スタッフについて、当該管理者とあらかじめ協議して 掌握する。

イ 担当業務

- (ア) トリアージ
- (イ) 重症患者の応急措置
- (ウ) 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
- (エ) 広域救護病院等への患者輸送
- (オ) 助産活動
- (カ) 遺体の検案
- (キ) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告
- (ク) その他必要な事項

ウ 運営

- (ア) 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。
- (イ) 救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を町災害対策本部に報告し、被災により、その機能に支障が生じたと認める場合には、必要な措置を要請する。
- (ウ) 救護病院は24時間診療体制とする。

工 施設設備

救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。なお、医薬材料、給食、給水等については、町が当該病院の管理者と協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

- 3 患者等搬送体制の確立(子ども・保健課、消防本部、消防団、仲多度南部医師会琴平町支部、仲多度郡歯科医師会琴平町支部、善通寺市仲多度郡薬剤師会)
 - (1) 患者搬送

後方医療機関への搬送は、ヘリコプターの活用を含めた適切な搬送体制を確立する。

- (2) 医療救護班等の搬送 医療救護班等の搬送は、原則として、町が調達する車両等で行うものとする。
- (3) 医薬品等物資の搬送 医薬品等の受入れ及び応急救護所等への配送供給体制を確立する。
- 4 医薬品等の確保 (子ども・保健課、善通寺市仲多度郡薬剤師会)

県は、救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、

血液等を確保するため、備蓄、調達、供給、連絡等の体制を整備する。国、他県等からの支援医薬品等の受入れ、搬送の拠点は、資料の「一次(広域)物資拠点」とする。

町は、救護活動に必要な医薬品に不足が生じた場合は、善通寺市仲多度郡薬剤師会に要請する。

なお、災害時の医療救護活動に関する協定書により、医療救護活動において必要と 想定される医薬品等の薬効別などの品目及び数量については、医療救護本部構成員が 協議のうえ、あらかじめリストを作成するものとする。

また、善通寺市仲多度郡薬剤師会は、会員が保管する医薬品等が、リストに掲載された品目及び数量を確保できているかを確認し、町に報告するものとする。

善通寺市仲多度郡薬剤師会の会員が保管する医薬品等だけでは、リストに掲載された品目及び数量の確保が難しい場合は、町と協議のうえ確保に努めるものとし、リストは必要に応じて見直しを行うものとする。

5 ライフラインの確保(子ども・保健課)

町は、保健医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

6 広域的医療体制の整備(子ども・保健課、消防本部)

県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入れ、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言を行うものとする。

町は、国、県、医療機関と連携して、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速 に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの円滑な運用に努める。

7 県保健医療活動チームとの連携体制の整備

町は、大規模災害時に県から派遣される保健医療活動チームとの連携体制の整備に 努める。

8 県災害時健康危機管理支援チームとの連携体制の整備

町は、県外から派遣される災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)との連携体制の整備に努める。

※ 資料

1	災害時の医療救護体制	(資料	7 - (1)
2	救護病院一覧表	(資料	7- (2))
3	広域救護病院一覧表	(資料	7- (3))
4	災害時の医療救護活動に関する協定書	(資料	2 - (12))

第11節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保の ため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

《主な実施担当》

企画防災課、地域整備課

1 緊急輸送路の指定等(企画防災課)

(1) 県等

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路(道路、空港等)を指定する。町及び県は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、特に耐震性の確保に配慮しながら必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

ア道路

- (ア) 第1次輸送確保路線(広域的な輸送に必要な主要幹線道路)
- (4) 第2次輸送確保路線(町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路)
- (ウ) 第3次輸送確保路線(第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路)

イ 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

(2) 町

町は、県、県警察及び道路管理者と協議して、県の緊急交通路と災害時用臨時へ リポート、医療機関及び避難所等を連絡する緊急輸送路を指定する。

道路管理者は指定された緊急輸送路を整備するとともに、平常時からその安全性を十分に監視及び点検するとともに、地震災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備するものとする。

2 物資輸送体制の整備

- (1) 県は、一次(広域)物資拠点から二次(地域)物資拠点までの物資の輸送体制を 整備する。
- (2) 町は、二次(地域)物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備(地域整備課)

- (1) 道路管理者及び警察本部は、地震災害時における広域的な交通管理体制の整備を 図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と 倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。
- (2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して 道路の占用の禁止又は制限を行う。
- (3) 警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、地震災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

4 民間事業者との連携(企画防災課)

- (1) 町及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 町及び県は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

5 緊急通行車両等の事前届出制度の運用(企画防災課)

警察本部は、地震災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両等の事前届出制度を適切に運用する。

町及び県は、あらかじめ協定等を締結している民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

町及び関係機関は、地震災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、 町所有車両を緊急通行車両として琴平警察署を経由して、県公安委員会へ事前届出し、 「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて地震災害に備える。

(1) 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規 定する緊急自動車を除く。

- ア 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両。
- イ 指定行政機関等の保有・契約車両又は地震災害発生時の調達予定車両。
- ウ 使用の本拠の位置が香川県内にある車両。

(2) 届出済証の返還

次の場合、速やかに琴平警察署長を経由して届出済証を返還する。

ア 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しな

くなったとき。

- イ 当該車両が廃車となったとき。
- ウ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

6 道路啓開の検討(企画防災課、地域整備課)

県は、防災関係機関と連携し、大規模地震発生の際、県内で必要となる道路啓開を 迅速かつ効率的に実施するため、優先的に啓開する路線や実施方法等を定めた、香川 県道路啓開計画を策定する。

町は、香川県道路啓開計画を踏まえ、指定避難所や災害対応拠点等に至る経路など、 町で優先的に啓開する路線や実施方法等をあらかじめ検討しておく。

※ 資料

1 緊急通行車両の標章及び確認証明書 (資料 9-(1))

2 緊急輸送路 (資料 9-(2))

3 緊急輸送路線確保計画 (資料 9-(3))

第12節 避難体制整備計画

地震による家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保、並びに避難勧告基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

《主な実施担当》

企画防災課、総務課、住民福祉課、子ども・保健課、観光商工課、地域整備課、生涯 教育課

1 指定緊急避難場所の指定、整備(企画防災課)

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておくものとする。

町は、指定緊急避難場所を指定するにあたり、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速な避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とするよう努める。

なお、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊 急避難場所を近隣市町に指定するものとする。

県は、県有施設の指定緊急避難場所の指定について協力するものとする。

町及び県は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自治会、町内会などの地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

2 指定避難所の指定、整備(企画防災課、関係施設管理課)

(1) 町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性及び地震の諸元に応じ、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避

難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

また、町は、指定避難所を選定するに当たり、被災者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。

町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知することに努めるものとする。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。

町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で 事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- (2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備 や防災行政無線(戸別受信機を含む)等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図 るよう努める。
 - ア 貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド
 - イ 非常用電源
 - ウ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
 - エ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要 な施設・設備

また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、 非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める ものとする。

3 避難路の選定等(企画防災課、地域整備課)

避難路は、市街地火災時に避難者が広域避難地に避難するための道路、緑地及び緑

道であり、災害時の避難者の安全な通行の確保のため、十分な幅員があること、沿道の建築物の状況も踏まえた火災の延焼、車両の通行量や緊急車両の活動、浸水、がけ崩れ等の危険がないこと等を考慮して、次のような規模・構造により複数ルート選定するとともに、火災危険性の高い市街地では沿道不燃化の適切な対策に努める。

【避難路の規模・構造】

広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路、緑道であって、次のいず れかに該当するもの

ア 幅員が 15m以上の道路又は幅員が 10m以上の緑道

イ 沿道市街地の土地利用の状況その他の事情を勘案して、災害時における避難上 必要な機能を有すると認められる道路又は緑道(アに該当するものを除く)

4 指定緊急避難場所等の明示

町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であるかを明示するよう努めるものとする。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

5 避難勧告基準等の策定(企画防災課)

町は、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難勧告又は避難指示(緊急)を発令する基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、指定避難所の管理運営方法等を策定しておくものとする。特に、避難勧告又は避難指示(緊急)を行う基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行うものとする。県は、町に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

町は、避難勧告又は避難指示(緊急)を行う際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6 避難に関する広報(企画防災課、総務課、住民福祉課)

- (1) 町は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、避難勧告又は避難 指示(緊急)の意味合い等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識 板等の設置、広報誌や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、住民に 周知徹底を図るものとする。
- (2) 町は、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努

めるものとする。なお、避難勧告又は避難指示(緊急)については、防災行政無線に加え、県防災情報システムによるメール配信を伝達手段の一つとする。また、住民に対しては事前にメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるとともに、観光客等に対しても県防災情報システムを活用し、インターネット等を通じて確実に情報を伝達できるよう努めるものとする。

(3) 町は、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努めるものとする。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努めるものとする。

7 避難計画の策定(企画防災課)

町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性 に応じた避難計画を作成するものとし、当該避難計画には、町が行う避難準備・高齢 者等避難開始等の発令等の基準、指定緊急避難場所・指定避難所その他避難のために 必要な事項を定める。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

8 避難所運営マニュアルの作成

町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努めるものとする。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識 等の普及に努めるものとする。この際、住民等への知識等の普及に当たっては、住民 等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努めるものとする。 9 防災上重要な施設の避難計画(住民福祉課、子ども・保健課、生涯教育課、消防本 部)

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すものとする。

10 要配慮者への対応(住民福祉課、子ども・保健課、生涯教育課、消防本部、消防団)

高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防 災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時か ら要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達 体制の整備、避難行動要支援者の避難誘導体制の整備(避難支援計画の策定等)、避難 訓練の実施に努める。

町、消防団、自主防災組織は、ハザードマップも活用しつつ、病院、福祉施設、近隣ビルの高所等の避難場所(一時的な避難場所を含む。)への活用を促進し、要援護者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を進める。

また、町は、福祉関係者等の協力も得つつ、避難場所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、広域的な派遣体制づくりも含めた人員確保や、障がい者等の要配慮者専用の避難所設置についての検討を進める。

11 帰宅困難者への対応 (観光商工課)

町及び県は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は 移動の途中で目的地に到達することが困難となった者(以下「帰宅困難者」という。) の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

12 児童生徒への対応(住民福祉課、生涯教育課)

町及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における 幼稚園・保育所(園)等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるもの とする。

※ 資料

1 指定避難所兼指定緊急避難場所一覧表 (資料 10-(1))

第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

《主な実施担当》

企画防災課、住民福祉課、地域整備課、香川県広域水道企業団

1 食料等の確保(企画防災課)

- (1) 町及び県は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な 配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行う とともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (2) 県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。
- (3) 町及び県は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

2 飲料水の確保(地域整備課、香川県広域水道企業団)

- (1) 水道事業者は、給水関連施設の耐震性の確保を推進するとともに、災害時の応急 給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図 る。
- (2) 町及び県は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (3) 町及び県は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 生活物資の確保(企画防災課、住民福祉課)

町及び県は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど 地域の地理的条件等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫 等を確保して毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備 を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等に ついて、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう、関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

なお、生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

4 住民による備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水(1人1日3リットルを基準とする。)等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するように努めるものとする。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても、併せて準備しておくよう努める。

また、自主防災組織においても、地域の実情に応じて必要となる食料及び飲料水の備蓄に努めるものとする。

5 物資の集積拠点の指定(企画防災課)

町は、一次(広域)物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び 各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次(地域)物資拠点 としてあらかじめ指定しておくものとする。

本町では、二次(地域)物資拠点として「いこいの郷公園」を指定している。

※ 資料

- 1 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱 (参考 2-(6))
- 2 日本水道協会香川県支部水道災害相互応援要綱 (参考 2-(7))

第14節 文教災害対策計画

学校等の幼児、児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、文教施設及び設備を地震災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設等の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

《主な実施担当》

生涯教育課

1 学校等における防災対策(生涯教育課)

校長等は、地震災害に備えて、町又は県の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、地震に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。さらに、指定避難所に指定されている学校については、町の防災担当部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

(3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、地震災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに、 実践的な訓練を行う。

(4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法について、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

(5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な

計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設等の点検、整備(生涯教育課)

町及び県は、文教施設、設備を地震災害から守るため、定期的に点検を行い、危険 箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災 したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

3 文化財の保護(生涯教育課)

町及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・ 管理体制を確立するとともに、火災報知器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の 整備や耐震対策を促進する。

第15節 ボランティア活動環境整備計画

地震災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備等、活動環境の整備を図る。

《主な実施担当》

住民福祉課、琴平町社会福祉協議会

1 協力体制の確立(住民福祉課、琴平町社会福祉協議会)

町及び県は、日本赤十字社香川県支部、香川県社会福祉協議会、琴平町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、地震災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等(住民福祉課、琴平町社会福祉協議会)

町及び県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発等に努める。また、日本赤十字社香川県支部、香川県社会福祉協議会、琴平町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携により、地震災害時においてボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出 方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 防災ボランティアの登録等(住民福祉課、琴平町社会福祉協議会)

- (1) 琴平町社会福祉協議会は、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人および団体を事前登録する。また、必要な研修、訓練を行うよう努めるとともに、ボランティアとしての豊富な活動や知識を有する者の中から、ボランティアコーディネーターを養成し、地域の実情に応じた効果的なボランティア活動につなげるよう努める。
- (2) 日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する 民間の団体及び個人を赤十字防災ボランティアとして、事前登録するとともに、必

要な研修、訓練を行う。

第16節 要配慮者対策計画

高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、地震災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

また、防災知識の普及、訓練を実施するに際しても、地域において要配慮者を支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。

《主な実施担当》

住民福祉課、子ども・保健課、観光商工課、琴平町社会福祉協議会

1 社会福祉施設等入所者等への対策(住民福祉課、子ども・保健課)

社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 地震災害の予防や地震災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常召集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、地震災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- (2) 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し、必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
- (4) 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や、県、町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

2 避難行動要支援者の対策(住民福祉課、子ども・保健課、琴平町社会福祉協議会)

- (1) 町は、地域防災計画において、避難行動要支援者(要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自分で避難のための情報収集および避難することについて特に支援を要する者を指す。)に対し適切な避難支援等を行うための措置を定める。また、避難支援等に係る細目的な事項については、琴平町災害時要援護者支援プラン全体計画に定めるものとする。
- (2) 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、次のとおり避難行動要支援者名簿を作成する。なお、作成した名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

県は、必要に応じて、町に対し助言、情報提供等を行う。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

町の避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、本町に居住する者で、次の各号に定める者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者とする。ただし、施設入所者等は対象から除くものとする。

- (ア) 70歳以上のひとり暮らし高齢者
- (イ) 75 歳以上の高齢者世帯に属する者
- (ウ) 介護保険において、要介護の認定を受けている者
- (エ) 障害者手帳(身体・精神・療育)の交付を受けている者
- (オ) 前記の他、災害時において、避難情報の入手、判断又は避難行動を自らが行 うことが困難な者のうち、本人が希望する者

(例:日中に独居の高齢者、日本語に不慣れな外国人等)

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者名簿に次のア〜キの事項について記載する。また、町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、町が保有する要配慮者の氏名 その他の情報を内部で利用することができる。

その他必要な情報については、県知事その他の者に情報の提供を求めることが できる。

- (7) 氏名
- (4) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所または居所

- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記以外で避難支援等の実施に関し必要と認める事項
- ウ 名簿の更新に関する事項

町は、作成した避難行動要支援者名簿を、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に整備、更新する。

エ 避難支援等関係者となる者

町は、避難支援等に携わる関係者および団体(以下、「避難支援関係者等」という。)として、町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た者について、あらかじめ名簿情報を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

また、地域と連携して、個々の避難行動要支援者について、避難支援者や避難 方法等を定める個別支援計画の作成に努め、災害時に効果的に利用することで適 切な避難支援等を行う。

オ 名簿情報の提供に関し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市 町村が講ずる措置

町は、名簿情報の漏えいを防止するため、施錠可能な場所への保管や、電子データについてパスワードの設定を行うなど、必要な措置を講じるものとする。また、避難支援等に関わる者および団体に情報提供する際には、外部の者が閲覧することがないよう、十分周知する。

カ 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者への避難支援等は、名簿および個別支援計画の情報に基づいて行う。その際、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命および身体の安全を守ることが大前提であることから、町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保について配慮する。

(3) 町は、避難支援等に携わる関係者として、町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、琴平町社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることなどにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

また、町は、地域と連携して、個々の避難行動要支援者毎に、支援主体や支援方法等について、個別計画の作成に努め、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うものとする。県は、必要に応じて町に対して助言、情報提供等を行う。

なお、発災時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

- (4) 町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、すべての地域包括支援センター にハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置 する。また、町は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支 援センター・ケアマネジャーと連携を図る。
- (5) 町は、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定及び福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成・見直しに努める。
- (6) 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。
- (7) 難病患者への対応のため、県は、町との連携を図る。また、町及び県は、情報を 共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作 成するなど支援体制の整備に努める。

3 外国人の対策(住民福祉課、観光商工課)

- (1) 町は、外国人に対して、地震災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や 所在の把握及び指定避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努めるとともに、 講習会の実施等により多言語に対応可能な人材の育成に努める。
- (2) 町及び県は、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及・啓発に努める。
- (3) 県は、地震災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションが図れるよう、外国語 通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

4 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは、町、自主防災組織等に、あらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

第17節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、 地震災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施する とともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を 行う。

《主な実施担当》

企画防災課、総務課、地域整備課、住民福祉課、生涯教育課、消防本部、消防団

1 防災訓練の実施(企画防災課)

(1) 町、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定して防災訓練を、少なくとも 年1回以上実施するものとする。

また、防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を含めたものとする。

なお、訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的なものとなるよう工夫することとし、毎年その訓練内容を充実するよう努めるものとする。

(2) 県は、町が実施する自主防災組織等の参加を得て行う訓練等に対して、必要な助 言と指導を行うものとする。

2 総合訓練(企画防災課)

町及び県は、大規模な震災の発生を想定して、防災関係機関、ライフライン事業者、 住民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得てその緊密な連携の下に、 次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- (1) 情報の収集・伝達、災害広報、偵察、警戒区域の設定
- (2) 水防、消防、救出・救助、避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、 炊出し
- (3) ライフライン応急復旧、道路啓開(道路機能の確保)、交通規制、救援物資及び緊 急物資輸送
- (4) 緊急地震速報への対応

3 災害対策本部設置運営訓練(企画防災課)

町及び県は、震災時において、災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

4 図上訓練(企画防災課)

町及び県は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・ 分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

5 消防訓練(企画防災課、消防本部、消防団)

消防の知識、技能を修得、練磨するため次の教育訓練を実施する。

- (1) 県消防学校において実施する各種の講習に参加し、消防団員特に幹部、機関員の教養、技術の向上を図る。
- (2) 町において実施する訓練

団員訓練については、消防団において毎年度当初年間計画を立て、次の訓練を実施するものとする。

- ア 消防ポンプ操法訓練
- イ 放水訓練
- ウ 非常召集、出動、通信連絡訓練
- 工 人命救助訓練
- オ 一般火災防ぎょ訓練
- カ 特別火災防ぎょ訓練
- キ 災害応急対策訓練
- (3) 大火災防ぎょ訓練

町内家屋密集地域の出火を想定してその対策につき、町内1箇所程度を選定して 次の要領で実施する。

- ア非常召集、出動
- イ 各分団の部署(水利統制)
- ウ消火
- 工 転戦
- 才 飛火警戒
- 力 危険物火災消火
- キ 避難指導
- ク 指揮、通信連絡(一般加入電話及び防災行政無線通信連絡)

6 地震対策訓練(地域整備課、消防団)

情報の収集と伝達の方法、消火活動、避難訓練、救助、救護活動、交通規制及び公共施設の応急復旧等に重点を置き、総合的訓練を実施し、各機関相互の協力体制の確立、住民の防災意識の高揚を図る。

7 危険物防災訓練(消防本部)

消防本部が主体となり、必要に応じて防火訓練等危険物防災に関する訓練を実施するものとする。

8 避難救助訓練(企画防災課、住民福祉課、生涯教育課、消防本部)

訓練実施に当たっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 町及び消防本部、県は、震災時において、避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (2) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行うものとする。

9 非常通信連絡訓練(企画防災課、総務課)

町、県及び防災関係機関は、震災時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

10 非常召集訓練(企画防災課、総務課、消防団)

町、県及び防災関係機関は、地震発生時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

11 自主防災組織等における訓練(企画防災課、総務課、消防本部、消防団)

住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、町及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、情報伝達、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行うものとする。

第18節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、防災 関係職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等 の普及に当たっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにお ける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

《主な実施担当》

企画防災課、住民福祉課、観光商工課、地域整備課、生涯教育課、消防本部

1 防災思想の普及(企画防災課、消防本部)

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは町、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、町及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修(企画防災課)

町及び県、防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 災害に関する基礎知識、地域防災計画等の概要
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 地震が発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割(動員体制、任務分担等)
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(7) その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発(企画防災課、地域整備課、消防本部)

- (1) 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
- (2) 町及び消防本部、県は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、地震発生時において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。ほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う ものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、県民防災週間(7月15 日から7月21日)、防災週間、火災予防週間等の防災関連行事実施時期を中心に行う。

- ア 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震・津波に関する一般的な知識
- エ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、 初期消火及び自動車の運転者等に対する自動車運行の自粛等防災上とるべき行動 に関する知識
- オ 正確な情報入手の方法
- カ 津波警報等の意味や内容、発表時にとるべき行動
- キ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ク 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- ケ 避難勧告・避難指示(緊急)の意味や内容、発令時にとるべき行動
- コ 各地域における指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路に関する知識
- サ 避難生活に関する知識
- シ 平素住民が実施しうる応急手当、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の 内容

- ス 最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- セ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ソ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- タ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
- チ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中など)で災害時にとるべき行動
- ツ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のための システム(災害伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板サービス等)の活用
- テ 緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動
- ト 住居の耐震診断と必要な耐震改修

4 学校等における防災教育(住民福祉課、生涯教育課、消防本部)

(1) 児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組みを推進する。

特に、地震や津波に対する避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕 方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教 育が大切である。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する 手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、 その内容の周知徹底を図る。

5 自動車運転者等に対する啓発

警察本部は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、 災害時に自動車運転者等がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発(観光商工課、消防本部)

町及び消防本部は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、小売店舗等の防災

上重要な施設の管理者等に対して、地震に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

7 企業防災の促進(企画防災課、消防本部)

企業は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組が困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

町及び消防本部、県、各業界の民間団体は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

町及び商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、町及び県は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

8 災害情報の提供等(企画防災課)

町及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を 住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知 するものとする。

県は、町の上記施策の実施を支援するものとする。

9 災害教訓の伝承(企画防災課)

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

※ 資料

- 1 過去における県下の主な地震一覧 (資料 1-(2))
- 2 気象庁震度階級関連解説表 (資料 4-(3))

第19節 自主防災組織等育成計画

地震災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となることから、住民、事業所等による自主防災組織等の育成や活動の活性化、消防団の活性化などに努めるとともに、事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

《主な実施担当》

企画防災課、観光商工課、消防本部、消防団

1 地域住民等の自主防災組織(企画防災課、消防本部、消防団)

(1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

住民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及び その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

町及び消防本部は、住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努めるものとし、県はこれを支援する。

また、消防団と自主防災組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

- (2) 自主防災組織の編成は、次により行うものとする。
 - ア 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。
 - イ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を 求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
 - ウ 土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。
- (3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策 に取り組むに当たっては、町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう 努めるものとする。

(平常時の活動)

- ア 平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
 - (ア) 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - (4) 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難の経路及 び方法等の確認
 - (ウ) 避難勧告等の発令等の基準、災害対応における町との役割分担等についての 町との協議
 - (エ) 災害予測地図 (ハザードマップ) 等の作成及び地図の内容の住民への周知
 - (オ) 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
 - (カ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び周知
 - (キ) 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施
- イ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ウ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- エ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- オ 地域における高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の把握

(災害時の活動)

- ア 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
- イ 集団避難の実施、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘 導、避難支援等
- ウ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、指定避難所の運営に対する 協力等

2 事業所の自衛消防組織 (観光商工課、消防本部、消防団)

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することその他の防災対策について、地域住

民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織等と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

3 消防団等の活性化(企画防災課、消防本部、消防団)

地域に密着した防災機関としての消防団は、消火、水防活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導等、防災活動に大きな役割が期待されていることから、町及び県は、装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策等を推進し、消防団の強化、活性化を図る。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

第20節 被災動物の救護体制整備計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確(スムーズ)に実施できるよう、平常時から町等関係機関や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。

《主な実施担当》

住民福祉課

1 被災動物避難対策(飼い主の役割)

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない 避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接 種をするとともに、動物用避難用品(ケージ等)を準備するよう努める。また、不必 要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、 飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示 (個体識別) を実 施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物(危険な動物)の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の 脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制 を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するた めに必要な措置をとるよう努める。

県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視・指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策(住民福祉課)

町は、県や動物の飼い主等と協力して、指定避難所に同行避難した動物について、 動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるようルールを定める。

また、町は、指定避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を 受け入れられる施設を選定、住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難 所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努める。 また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

4 被災動物救護活動(住民福祉課)

県は、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

また、町は、平常時から県と連携して、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。

第21節 観光客及び帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

《主な実施担当》

観光商工課

1 住民への啓発

町及び県は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、 徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

町及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、 従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等 の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3 指定避難所等の提供

町は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。特に主要駅のターミナル等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとし、平常時からホテル・旅館等の地元事業者や公共交通事業者等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応が取れるような体制整備に努める。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様 なニーズに配慮するものとする。

4 情報提供体制の整備

町及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

町及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム(災害伝言ダイヤル (171) や災害用伝言板サービス等)の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 町及び県は、現地の地理に不案内な観光客等(訪日外国人旅行者を含む。)に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。また、町は、多言語やユニバーサルデザインに対応した広報を行うよう努めるとともに、観光客等帰宅困難者が安全な帰宅・避難ルートを確保するための避難マニュアルの作成に努める。
- (2) 町は、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るものとする。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

県は、町の上記施策の実施を支援するものとする。

(3) 町及び県は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取り組みを促進する。

第22節 業務継続計画(BCP)策定計画

大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画(BCP)の策定等の推進を図る。特に、町及び県においては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

《主な実施担当》

企画防災課

1 業務継続計画

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体 及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を 継続して実施する必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保に 努めるものとする。また、計画の実効性を確保するため、地域や想定される災害の特 性等を踏まえつつ、適宜評価を行い、継続的な見直し等を行うものとする。

2 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすもの として、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、町及び県は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定及び実効性の確保を推進するよう働きかけるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町、県及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するにあたり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

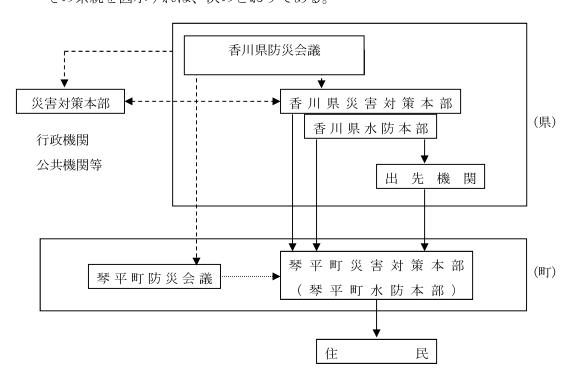
《主な実施担当》

全班

1 町の組織計画

香川県の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として香川県防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各防災機関は、平常の組織の中で、又は特別の組織をつくり、それぞれ応急対策にあたるものとする。

その系統を図示すれば、次のとおりである。



(注) ―― は命令系統を示す。・・・・・ は指示、勧告又は相互連絡、協力系統を示す。

本町地域における防災組織を総合的に運営するため、災害対策基本法に基づき琴平町防災会議を設置し、防災に関する重要な事項の審議を行う。また、地震災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、町災害対策本部を設置してそれぞれの応急対策に当たるものとする。

(1) 琴平町防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の附属機関として設置されており、地域防災計画の作成及び実施の推進、防災に関する重要事項の審議、各機関の実施する災害復旧の連絡調整を図る。

(2) 琴平町災害対策本部

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係 機関の連絡調整等を図る。

なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

2 災害対策本部の組織及び運営

琴平町災害対策本部(以下「町本部」という。)の組織及び運営は、災害対策基本法、 琴平町災害対策本部条例及びこの計画の定めるところによる。

(1) 町本部の設置

災害対策本部の設置については、以下の災害の状況に応じ設置の準備を行い、本町の地域について相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に設置し、災害の危険が解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときに、災害対策本部を解散する。

ア 設置の準備

- (ア) 企画防災課は、香川県から気象情報等を受けたときは、速やかに庁内放送により広く庁内に周知するとともに、出先機関に対しては、主管課から情報を伝達するものとする。
- (4) 企画防災課は、消防、警察、庁内各課から被害情報を収集する。
- (ウ) 企画防災課長は、本部設置につき町長の決議をうけ、本部を設置したときは その旨を県及び警察、町内各関係機関及び職員に通報する。

イ 設置の基準

- (ア) 県下に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し又は発生するおそれが あるとき。
- (イ) 台風が四国に接近し、本町が暴風域に入ることが確実なとき。

(ウ) 本町に大規模な地震、火災又は爆発が生じ、人的被害、家屋被害が相当数発生したとき又は発生するおそれがあるとき。

ウ 設置場所

- (ア) 本部の設置場所は、役場内の会議室とする。ただし、役場が被災した場合は、 琴平中学校内に設置する。
- (4) 本部を設置したときは、広く関係機関に周知する。

(2) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員(班長・副班長)で組織し、災害対策の基本的な事項について協議する。

ア 本部員会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の切替及び廃止に関すること。
- (イ) 気象情報の収集及び通報連絡に関すること。
- (ウ) 災害情報、被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (エ) 本部長の住民に対する指示又は避難勧告に関すること。
- (オ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (カ) 他の地方公共団体に対する応援要請に関すること。
- (キ) 災害対策に要する経費の処置方法に関すること。
- (ク) その他災害対策に関する重要な事項

イ 本部長

町長を本部長とし、災害対策本部等の事務を総括し、職員を指揮監督する。

ウ 副本部長

副町長、教育長を副本部長とし、本部長を補佐する。

本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

なお、本部長に事故あるときは、副町長、企画防災課長、総務課長の順でその 職務を代理する。

エ 本部員(班長・副班長)

本部員(班長・副班長)は、本部長の命を受け、災害対策本部等の事務に従事する。

本部員(班長・副班長)は、琴平町災害対策本部組織表に示すとおりとする。

オ 本部員会議の開催

- (ア) 本部員会議は、特別な指示がない限り役場内の会議室で開催する。
- (4) 各班長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 各班長は、必要により班員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 各班長は、会議の召集を必要と認めるときは、副本部長にその旨申し出るも

のとする。

カ本部連絡員

- (ア) 各班の本部連絡員は、各班所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報のとりまとめ及び本部長の指令等を所属の班に伝達する任にあたる。
- (イ) 本部連絡員は、必要に応じて本部長の命により、所定の場所に常駐するものとする。

キ 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長又は各班長が班員に周知を要すると認めたもの については、班長は、連やかにその徹底を図るものとする。

3 琴平町災害対策本部の組織

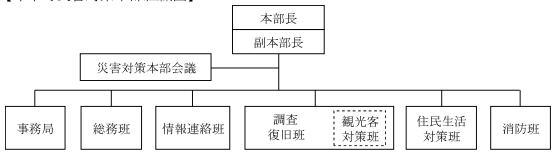
【琴平町災害対策本部組織表】

7	本部長	副本部長	本部員(班長・副班長)
田	· 長	副町長教育長	企画防災課長、企画防災課長補佐、総務課長、税務課長、 議会事務局長、出納室長、農政課長、地域整備課長、観光商工課長、 住民福祉課長、住民福祉主幹、子ども・保健課長、人権同和室長、 生涯教育課長、消防団長、消防副団長、消防本部連絡員

4 本部各班の所掌事務

各班の編成及び所掌事務は、おおむね次のとおりとする。なお、機構改革等により変更があった場合は、町本部長は編成等を変更することができる。

【琴平町災害対策本部組織図】



災害状況により本部長判断で 調査復旧班から観光客対策班を編成

班	所掌事務	班長	班員
事務局	1 災害対策の総括に関すること 2 本部及び本部会議の運営に関すること 3 職員の動員、配備に関すること 4 救助法の適用に関すること 5 町外からの受援(人材・物資)総括に関すること 6 本部長の命令及び指示の伝達に関すること 7 避難情報、避難勧告、指示の伝達に関すること 8 報道機関への連絡、調整に関すること 9 気象・被害情報の収集に関すること 10 報道その他広報活動に関すること 11 町防災会議との連絡に関すること 12 消防団の出動要請に関すること 13 各班との連絡調整に関すること 14 国・県及び防災関係機関との連絡、応援要請等に関すること 15 自衛隊の災害派遣・撤収要請に関すること 16 災害応急対策の調整に関すること 17 災害応急対応における企業及び町民に対する指示及び協力要請に関すること 18 他の市町からの応援等、人的支援に関すること 18 他の市町からの応援等、人的支援に関すること 19 災害救助用臨時専用電話、仮設電話等の設置に関すること 10 防災行政無線その他の災害通信設備に関すること	企画防災課長 副 企画防災課長補佐	総務課 企画防災課 (企画・危機 管理担当)
総務班	1 本部の庶務に関すること 2 職員の参集状況の確認・集計に関すること 3 車両、資機材の確保及び配車に関すること 4 本部予算、経理、義えん金に関すること 5 救援見舞金品等の受付及び配分に関すること 6 災害関係文書、物品の収受及び発送に関すること 7 庁舎、所管施設の被害状況に関すること 8 災害対応全般の記録、統計に関すること 9 職員の食料確保に関すること 10 国・県、職員等の視察、調査等に関すること 11 その他、他の班に属さないこと	総務課長	総務課
情報連絡班	1 インフラ等被害(各班から報告)の集計・記録に関すること 2 インフラ等被害情報のまとめ、各班への提供に関すること 3 気象・災害情報の町民広報に関すること 4 住民からの問い合わせ対応に関すること 5 住民や自主防災組織からの情報に関すること 6 被害家屋等の調査及び被害認定に関すること (被害家屋調査、調査復旧班と連携) 7 り災者の名簿作成に関すること 8 り災証明の発行に関すること	税務課長 副 議会事務局長 出納室長	税務課 議会事務局 出納室
調査 復旧班	1 ダム・水門等の開閉認識に関すること 2 関係機関(土地改良区)、団体(水利組合等)との 連絡調整に関すること	農政課長副	農政課 地域整備課

班	所掌事務	班長	班員
	3 異常時における通行事前規制に関すること 4 応急土木・建設資器材の調達に関すること 5 所管施設の被害状況の調査、報告、復旧に関すること 6 土木施設、農業施設の被害状況の調査、報告、復旧に関すること 7 治山施設の応急復旧に関すること 8 災害時における地すべり及び崩壊地の安全対策に関すること 9 下水道施設の応急対策及び復旧対策に関すること 10 町内の運輸交通等の被害調査に関すること 11 倒壊建物のがれき処理に関すること 12 応急住宅、応急仮設住宅の建築に関すること 13 被害家屋等の調査(情報連絡班と連携)に関すること 14 被害家屋調査等の応援所要(人員や費用)の把握に関すること 15 飲料水の確保供給に関すること 16 その他農林災害対策に関すること	地域整備課長	
(観光客 対策班)	1 観光客、外国人等への避難所情報の伝達、避難誘導に関すること 2 帰宅困難者に関すること 3 商工に関する応急対策及び復旧対策に関すること 4 中小企業への災害復旧資金の融資に関すること 5 労働力の確保及び供給に関すること 6 その他経済労働に関すること	観光商工課長	観光商工課
住民生活対策班	(厚生関連) 1 所管施設、町営住宅の被害状況に関すること 2 社会福祉施設の被害状況に関すること 3 所管する避難所、福祉避難所の開設、管理運営に関すること 4 要配慮者の状況把握と避難情報配信及び避難誘導に関すること 5 避難者の情報集約に関すること 6 避難所の応急食料の配給に関すること 7 仮設トイレ、仮設風呂の設置に関すること 8 救護施設の設置、管理運営に関すること 9 医療機関との連絡調整に関すること 10 各種団体(婦人会等)への協力要請に関すること 11 外部からの救援物資の町内配分に関すること 12 避難者の食糧の調達に関すること 13 ボランティアの受け入れ及び支援(社会福祉協議会と連携)に関すること 14 防疫及び消毒、感染症の防疫に関すること 15 食品、環境衛生に関すること 16 し尿処理に関すること 16 し尿処理に関すること 17 遺体の埋火葬に関すること 18 死亡獣畜処理に関すること	住民福祉課長 副 住民福祉主幹 子・保健同 会と健 は は と は は と は に る と は と は と は と は と は と は と は と は と り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	住民福祉課 子・保健司 ・保健司 ・保権司 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

班	所掌事務	班長	班員
	(教育関連) 19 教育施設の被害調査並びに資料収集に関すること 20 園児、児童及び生徒の安全確保に関すること 21 被害児童生徒の育英奨学並びに避難事業に関する こと 22 災害救助用教科書等の支給に関すること 23 災害救助に協力する生徒の連絡調整に関すること 24 災害時における避難所及び学校給食の対策に関すること 25 り災児童生徒の保健管理に関すること 26 公民館等社会教育施設、社会体育施設の災害対策 に関すること 27 文化財の災害対策に関すること 28 その他、住民生活環境、厚生に関すること		
消防班	1 消防団員の招集及び出動配備に関すること 2 消防水防に関すること 3 消防、水防団との連絡調整に関すること 4 被害、増水状況及び危険個所の巡視に関すること 5 避難、救出、遺体の捜索に関すること 6 住民への災害・避難情報の伝達、避難誘導に関すること 7 その他、水防活動に関すること	水防団長 (消防団長) 副団長	消防団 消防本部連絡 員

(注) 本表に記載されていない事項の分担はその都度本部長が定める。

5 町本部の解散

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、町本部を解散する。

6 動員態勢

町本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次のように動員態勢を整える。

(1) 動員の種別、時期及び内容等については、次のとおりとする。

【地震災害の場合】

種別	配備時期	配備内容	本部体制等
予備 配置	・県内で震度4の地震が発生したとき	・企画防災課であらかじめ指名さ れた職員が対応する。	・関係課で対応
第1 配備 (準備 態勢)	・町内で震度4の地震が発生したとき	・企画防災課、総務課、地域整備 課であらかじめ指名された職員 が参集し、情報連絡活動を主と し、第2配備に円滑に移行し得 る状態とする。	・各課の体制で 対応

第2 配備 (警戒 態勢)	・町内で震度5弱又は5強の地震 が発生したとき ・県内に震度6弱以上の地震があ ったとき。	予め指名された職員が災害対策	・災害対策本部 体制で対応
第3 配備 (非常 態勢)	・町内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・町内で震度5弱又は5強の地震が発生したときで、町内に大きな被害が発生し、又は発生する恐れがあるとき	・必要に応じ、指定地方行政機関	・災害対策本部 体制で対応

- (2) 各班は、応急救助の実施の円滑を期すため、あらかじめ資材その他災害物資の調達についての計画を立て、災害発生の場合は、直ちに現場に急送できるよう、関係 班との連絡を密にしておくものとする。
- (3) 物資その他の輸送については、原則として、町有各車両を使用するものとするが、 不足の場合は民間の車両を借り上げることができるよう、あらかじめ住民生活対策 班において措置しておくものとする。

7 動員及び配置

(1) 班員の確保等

総務班は、災害応急対策活動に支障のないよう、班員の確保及びその配置について常に必要な措置をしておくものとする。

- (2) 町長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- (3) 班長は、班の実情に即して配置しなければならない。
- (4) 時間外における班員の召集
 - ア 指令の伝達及び配備を円滑に行うため、各班長は、あらかじめ各班に非常連絡 員正副2名を定めておくものとする。
 - イ 勤務時間外における班員の召集のための連絡の通知は、電話等もっとも速やか に行える方法によるとともに、あらかじめ各班において各班員に対する連絡方法 を確立しておかなければならない。
- (5) 班員は、常に予・警報その他の気象状況に注意するとともに、災害が発生し若しくは発生するおそれがあるときは、自己の所在を明らかにしておき、直ちにその任務に応ぜられるよう心得ておかなければならない。
- (6) 時間外においても班員は、町本部からの召集のない場合であっても、その任務に 必要があると思われるときは、遅滞なく登庁するものとする。

8 消防機関の出動

町長(本部長)は、防災又は災害応急対策並びに災害救助等のため必要と認めた場合、又は次の基準により消防団の出動を命ずるものとする。

- (1) 大規模な地震災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- (2) 地震災害が発生し、その規模及び範囲から出動を要すると認められるとき。

※ 資料

- 1 琴平町防災会議条例 (参考 1-(1))
- 2 琴平町災害対策本部条例 (参考 1-(2))
- 3 琴平町水防協議会条例 (参考 1-(3))

第2節 広域的応援計画

地震災害時において、町単独での災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた 防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

《主な実施担当》

事務局、消防班

1 町の応援要請等(事務局)

(1) 他市町に対する応援要請

町は、町内に地震災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために 必要があると認めるときは、他の市町に対して応援(職員派遣を含む。)を要請する。 (災害対策基本法第67条(応援要請)、地方自治法第252条の17第1項(職員の派 遣)) 応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるよ うな災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応 援を行う。

ア 応援要請

他の市町に対し、次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援を要請する理由
- (ウ) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (エ) 応援を必要とする活動内容
- (オ) その他必要な事項

イ 職員の派遣

次の必要事項を記載した文書で行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他必要な事項

(2) 県に対する応援要請等

ア 町は、町内に地震災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため に必要があると認めるときは、県に対し応援(職員派遣を含む。)を求め、又は災 害応急対策の実施を要請する。(災害対策基本法第68条(応援要請)、地方自治法 第252条の17第1項(職員の派遣))

(ア) 応援要請

次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- a 災害の状況
- b 応援を要請する理由
- c 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- d 応援を必要とする活動内容
- e その他必要な事項

なお、本部事務局を通して応援要請を行ういとまのないときは、各部局において、県の担当部署に直接要請する。その場合、事後速やかに本部事務局に報告し、町長は要請した旨を知事に報告する。

(イ) 職員の派遣要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他必要な事項
- イ 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の 市町又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。(災害対策基 本法第30条第1項及び第2項(職員派遣のあっせん要求))
 - (ア) 職員派遣のあっせんの要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

- a 派遣のあっせんを要請する理由
- b 派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
- c 派遣のあっせんを必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他必要な事項

ウ 町は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとま がないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第29条第2項(職員の派遣の要請))

ア 職員の派遣

次の必要事項を記載した文書で行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

町は、町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 消防機関の応援要請(事務局、消防班)

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協 定締結市町に応援を要請する。

3 緊急消防援助隊の応援要請(消防班)

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 44 条に基づき行う。

(1) 県に対する応援要請

町は、災害規模及び災害を考慮して、消防本部の消防力及び県内の消防応援では 十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行うも のとする。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するもの とし、事後、速やかにその旨を県に対して報告するものとする。

(2) 消防庁に対する応援要請

ア 県は、町からの応援要請連絡を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の 消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、消防庁に対 して応援要請を行うものとする。

イ 県は、町からの応援要請がない場合であっても、代表消防機関(代表消防機関

が被災している場合は、代表消防機関代行)と協議し、緊急消防援助隊の出動が 必要と判断した場合は、消防庁に対して応援要請を行うものとする。

- ウ 県は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行)及び町に対して通知する ものとする。
- エ 県は、消防庁から応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行)及び町に対して通知するものとする。

(3) 被害状況等の報告

町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告するものとし、報告を受けた県は、速やかに、その旨を消防庁に対して報告するものとする。

ア 被害状況

- イ 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- ウ 緊急消防援助隊の任務
- エ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

広域応援室		宿直室(夜間休日)	
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

4 応援受入体制の確保(事務局)

町は、応援等を要請した場合、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

5 他都道府県等への応援(事務局)

町及び県等は、地震災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、地震災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるも

のとする。

6 県災害時健康危機管理支援チームとの連携

県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行う。

町は、県等の要請があった場合、県災害時健康危機管理支援チームとの連携を図り、 被災地方公共団体への応援に協力する。

7 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町は四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・町長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務。

※ 資料

1	香川県消防相互応援協定書	(参考	2 - (2)
2	香川県防災ヘリコプター応援協定	(参考	2 - (3))
3	中讃地区広域市町村圏消防相互応援協定書	(参考	2 - (5)
4	広域航空応援受援マニュアル	(資料	12- (2))

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊 法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

《主な実施担当》

事務局、総務班

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第 14 旅団長との協定書」に基づき実施される。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があると判断される場合は、町は県に対して、 県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、 災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求 める。
- (2) 町は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、 災害派遣要請を行うよう求める。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、 事後速やかに文書を提出する。

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第 14 旅団に通知 することができるものとし、この場合、町は速やかにその旨を県に通知する。

- ア 災害の情況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

【陸上自衛隊第 14 旅団連絡先】

第3部(NTT)		第3部(防災	《行政無線》
TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311	TEL 466-502	FAX 466-581
	(内線切替)		

2 自衛隊の自主派遣

(1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が 情報収集を行う必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ウ 航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が 明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
- エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を 待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、 県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、町、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難指示(緊急)等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 漕難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消 火活動を行う。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に 当たる。(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合) (7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

(8) 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

(10) 炊飯及び給水

炊飯及び給水被災者に対して、炊飯及び給水を行う。

(11) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災 者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除 去を行う。

(13) その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

- (1) 県は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、町に受入体制を準備させ、また必要に応じて職員を派遣し、派遣部隊及び町相互間の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。
- (2) 町は、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努めなければならない。
 - ア派遣部隊との連絡員を指名する。
 - イ 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
 - ウ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複する ことがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - エ 集結地(宿泊施設、駐車場等を含む。)、臨時離着陸場等必要な施設を確保する とともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所(室)を確保する。

5 撤収要請

県は、町、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、第 14 旅団に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担(総務班)

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、 その内容は概ね次のとおりである。

なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く。)等の購入費、借上料、 運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し、生じた損害の補償

※ 資料

- 1 派遣要請書 (様式 第 26 号)
- 2 撤収要請書 (様式 第27号)

第4節 地震情報等伝達計画

地震に関する情報等を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、 伝達等の方法等について定める。

《主な実施担当》

事務局、情報連絡班

1 地震に関する情報等

(1) 緊急地震速報

緊急地震速報(警報)は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、気象庁本庁が発表する警報である。

震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。気象庁本庁から発表された緊急地震速報は、日本放送協会(NHK)に伝達され、またテレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経由による町の防災無線等を通して住民に伝達される。

高松地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線(戸別受信機を含む。)を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでは、わずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、あわてず、まず自分の身を守る行動をとる必要がある。

(注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は 無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。

入手場所	とるべき行動の具体例
駅やデパートな どの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い 行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(2) 地震に関する情報

高松地方気象台は、気象庁が発表する地震に関する情報を関係機関に通知する。

【地震情報の種類と内容】

信	青報の種類	情 報 の 内 容
地震情報	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域
		に区分)と地震の揺れの検知時刻を発表する。
	震源に関する 情報	震度3以上を観測した場合で、津波のおそれがないと判明している場
		合、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心
		配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はな
		い」旨を付加して発表する。
	震源・震度に関 する情報	震度3以上を観測した場合、或いは震度2以下でも大津波警報、津波警
		報又は津波注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速
		報(警報)を発表した場合は、地震の発生場所(震源)やその規模(マグ
		ニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表する。なお、
		震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合
		には、その市町村名を発表する。
		震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規
		模(マグニチュード)を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域
		で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。
	各地の震度に	地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、
	関する情報	震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数
		に関する情報)」で発表する。
		気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」
		に含めて発表する。
	推計震度分布	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに1k
	図	m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。

長周期地震動 に関する観測 情報	震度3以上を観測した場合、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表する(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関 する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上あるいは都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等、顕著な 地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観 測した地震回数情報等を発表する。

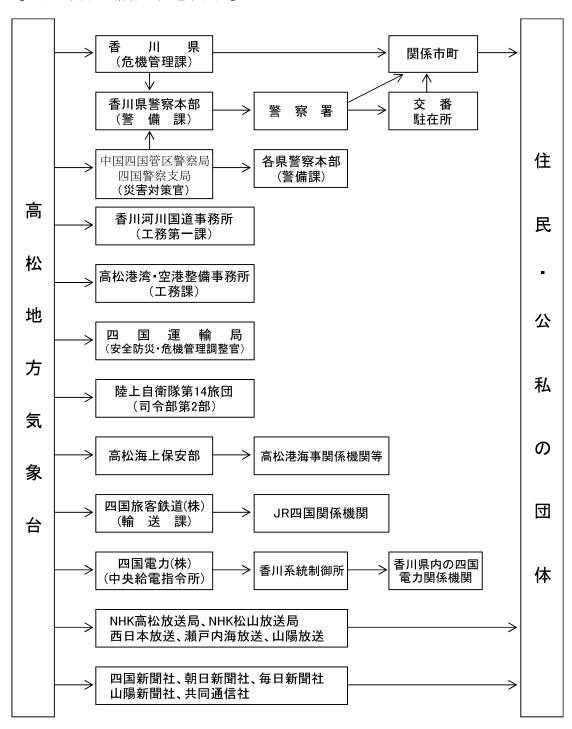
【地震情報で用いる香川県の地域名】

地域名	対 象 市 郡 名
香川県東部 (カガワケントウブ)	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡、香川郡
香川県西部 (カガワケンセイブ)	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡、仲多度郡

【地震情報で用いる琴平町の震度観測点等】

地域名称	市町村名称	市町村名称 震度観測点名称 震度観測点所在地		点所在地	所属
香川県西部	琴平町	琴平町榎井	琴平町榎井 817-10	琴平町役場敷地内	香川県

【地震に関する情報の伝達系統図】



(3) 地震解説資料

高松地方気象台は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき、社会的に影響の大きい地震が発生したとき又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、 地震解説資料を作成し提供する。

2 県の情報収集伝達体制等

- (1) 県は、震度情報ネットワークシステムの活用により、県内全市町の震度情報を迅速に把握し、消防庁に報告するとともに、高松地方気象台へも送信する。また、地震による被害状況を推定し、防災関係機関の初動体制と広域応援体制の迅速な確立を図る。
- (2) 県は、高松地方気象台から送られてきた津波予報、地震及び津波に関する情報等を、県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、直ちに県防災行政無線により各市町、各消防本部へ一斉同報する。

3 関係機関の伝達

(1) 警察本部は、地震情報、津波情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により警察署を通じて、関係市町等に連絡する。

4 異常現象発見者の通報義務等

海面の昇降等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察等に通報しなければならない。通報を受けた警察等は、その旨を速 やかに町に通報する。

この通報を受けた町は、その旨を速やかに県(危機管理課)、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知するものとする。

5 町における予警報の伝達要領(事務局、情報連絡班)

- (1) 町における措置
 - ア 県(気象台)から町に通報される地震情報は、事務局もしくは宿直者が受領する。
 - イ 事務局もしくは宿直者は地震情報を受領した場合、速やかに町長、副町長、教育長に報告するとともに本部員に伝達するものとする。
 - ウ 伝達を受けた本部員は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるものと する。
 - エ 地震情報のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについては、町役場 正面玄関に標示を行うとともに庁内放送等所要の措置を行うものとする。

※ 資料

- 1 香川県防災情報システム (資料 6-(1))
- 2 香川県防災行政無線施設 (資料 6-(2))
- 3 町防災行政無線システム (資料 6-(3))

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の 緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

《主な実施担当》

事務局、総務班、情報連絡班、消防班

1 情報の収集(事務局、総務班、情報連絡班)

- (1) 被害規模の早期把握のための活動
 - ア 町及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報 を収集する。
 - イ 町は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、119 番通報の 殺到状況等の情報を収集する。
 - ウ 町は、所管する施設事項等に関して、被害情報を把握する。
 - エ 町は、県を通じ、防災ヘリコプターが収集した情報を適宜に把握し、被害の集中している地域、更には被害規模の把握を行う。
- (2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

町は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況、ため池の被害状況等の情報収集を行い、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。なお、県へ報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県へ報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報である ため、町は、住民登録等の有無にかかわらず、区域内で行方不明となった者につい て、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。なお、震度4以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、県に報告する。

町は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。

これら被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

町、県及び防災関係機関は、積極的に県防災情報システムを活用し、各種情報の 収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

ア 町は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等 を県に連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を町に連絡する。

イ 町、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊 密な情報交換を行う。

【被害状況調査担当】

調査事項	調査担当班
人的被害	総務班
住家被害	総務班
非住家被害	関係各班
庁舎等の被害	総務班
社会福祉施設等の被害	住民生活対策班
農林水産施設被害 農地・土地改良施設被害	調査復旧班
文教施設被害	住民生活対策班
病院被害	住民生活対策班
ホテル・旅館被害	調査復旧班
道路・橋りょう被害	調査復旧班
河川被害	調査復旧班
砂防被害	調査復旧班
清掃施設被害	住民生活対策班
崖くずれ被害	調査復旧班
鉄道不通	調査復旧班
水道被害	(調査復旧班、香川県広域水道企業団)
下水道被害	調査復旧班
危険物施設被害	消防班
電話、電気、ガス(ライフライン被害)	調査復旧班
ブロック塀等被害	調査復旧班
被災世帯数・被災者数	総務班
火災発生被害	消防班

2 直接即報基準に該当した場合の報告(消防班)

火災・災害等の報告は、町は県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する 火災・災害等のうち一定規模(直接即報基準)以上のものを覚知した場合は、第一 報を県だけでなく直接消防庁にも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、 わかる範囲で報告する。

災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

(1) 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ア 航空機火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ウ 危険物等に係る事故・原子力災害 等
- (2) 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの 死者及び負傷者が15人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、 バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故等
- (3) 武力攻撃災害即報に該当するもの
- (4) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの
 - ア 地震が発生し、町の区域内で震度 5 強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
 - イ 津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等

【消防庁連絡先】

区分	応急対策室(平日	∃9:30~18:15)	宿直室(左	三記以外)
回線別	電話	FAX	電話	FAX
NTT 回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
地域衛星通信	200-048-500-90	200-048-500-90	200-048-500-90	200-048-500-90
ネットワーク ※1	-49013	-49033	-49101	-49036

^{※1} 全ての内線電話よりかけられる

3 被害の認定(情報連絡班)

町は、罹災証明書発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について(平成 13 年 6 月 28 日府政第 518 号内閣府通知)で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

※ 資料

1 香川県防災情報システム (資料 6-(1))

2 火災・災害等即報要領 (資料 3-(1))

3 災害報告取扱要領 (資料 3-(2))

4 ため池一覧 (資料 2-(6))

第6節 通信運用計画

地震災害時における通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

《主な実施担当》

事務局、情報連絡班

1 地震災害時の通信連絡(事務局、情報連絡班)

町、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、衛星携帯電話、県防災情報システム等を利用して行う。

(1) 県防災行政無線の運用

県及び防災機関との地震災害情報の収集伝達は、最も迅速かつ的確な手段を利用するものとし、主として県防災行政無線を利用する。

(2) 県防災情報システムの運用

町、県及び防災関係機関は、このシステムを利用することにより、情報伝達手段 を確保するとともに、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報等の災害関連情報 の共有化を図る。

(3) 電気通信事業者の設備の利用

ア 災害時優先電話の利用

地震災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTT西日本(株) 香川支店に申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

イ 孤立防止用衛星電話装置の利用

町は、災害時において開設された指定避難所等の通信が孤立した場合、NTT 西日本(株)香川支店に対し小型ポータブル衛星装置の出動を要請し、通信の確保 を図るものとする。

(4) 他の機関の専用電話の利用

地震災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が 設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設として は、警察電話、消防電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

(5) 非常通信の利用

有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難 であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。 なお、本町と県との通信が途絶したときは、「香川県地方通信ルート」により、次のとおり通信手段を確保する。

琴平町役場

(総務課 TEL 0877-75-6700 FAX 0877-73-2120 県防(音声)403-501(FAX)403-581)

- ①——香川県(危機管理課)
- ②……仲多度南部消防組合消防本部——高松市消防局——香川県(危機管理課)
- ·

 □ ↑ ③······琴平警察署──県警察本部······香川県(危機管理課)
 - ④……水資源機構香川用水総合事務所——水資源機構吉野川局——香川県 (危機管理課)
 - ⑤……琴雷琴平駅——琴雷瓦町駅……香川県(危機管理課)
 - ⑥……香川県広域水道企業団

凡例 ——無線区間 ~~有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL 087-832-3188(直通)、087-831-1111(代表) FAX 087-831-8811 県防(音声)【衛星又は、地上ドか】-200-5065 又は、-200-7-2435 (FAX)【102(衛星)又は101(地上)】-200-5803
 - □仲多度南部消防組合消防本部 TEL 0877-73-4211 FAX 0877-75-3119
 - □琴平警察署 TEL 0877-75-0110
 - □(独)水資源機構香川用水総合事業所 TEL 0877-73-4223 FAX 0877-73-2649
 - □高松琴平電気鉄道(株)琴電琴平駅 TEL 0877-75-3068

(6) 災害対策用移動通信機器の利用

町及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なと きは、総務省(四国総合通信局を含む。)の災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、 MCA、簡易無線)の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

(7) 災害対策用移動電源車の利用

町及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できない とき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、 通信機器等の電源の確保を図るものとする。

(8) アマチュア無線の活用

町内においてアマチュア無線局を開局している者に災害時の協力を期待できる。 また、町は日本アマチュア無線連盟(JARL)に、企業等の協力を得て、ハンディ無線機を日本赤十字社や各避難所に配付し、安否確認や救援要請、ボランティア相互のスムーズな連絡体制をバックアップできるよう要請するが、あくまで民間協力の範囲で行うこととする。なお、町職員が有するアマチュア無線局については、積極的な協力を要請するため、事前の協議等を行い体制づくりについて検討しておく。

(9) 放送の要請

町及び県は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報

を提供する。

(10) 町防災行政無線

町は、防災行政無線(同報系)等を活用した住民等への情報提供を行うものとする。

(11) 災害対策用無線機の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用無線機(MCA、簡易無線)の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

(12) 災害対策用衛星携帯電話の利用

町及び県は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総 務省(四国総合通信局を含む。)に対し、災害対策用衛星携帯電話の貸与を要請し、 通信の確保を図るものとする。

2 最新の情報通信関連技術の導入

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

※ 資料

- 1 香川県防災情報システム (資料 6-(1))
- 2 香川県防災行政無線施設 (資料 6-(2))
- 3 町防災行政無線システム (資料 6-(3))

第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、県、町、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、町、県、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うものとする。

《主な実施担当》

事務局、総務班、情報連絡班、調査復旧班(観光客対策班)

- 1 被災者等への広報活動(事務局、情報連絡班、調査復旧班(観光客対策班))
 - (1) 町の広報活動

ア 広報事項

災害の規模、態様等に応じて、住民に関係ある次の事項について広報を行う。

- (ア) 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- (4) 被害状況の概況(人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等)
- (ウ) 二次災害の危険性に関する情報
- (工) 安否情報
- (オ) 道路交通、交通機関に関する事項
- (カ) 民心の安定に関する事項
- (キ) 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- (ク) 被災者生活支援に関する情報
- (ケ) 避難勧告又は避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始、避難路・ 指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- (1) 応急救護所開設状況
- (サ) 給食、給水等実施状況
- (シ) 電気、ガス、水道等の供給状況
- (ス) 一般的な住民生活に関する情報
- (セ) その他必要な事項

イ 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳、多機能な携帯電話(携帯電

話メール、受信メールを読み上げる電話)等を活用するなど、高齢者、障がい者、 在日外国人等の要配慮者や観光客等の帰宅困難者、在宅での避難者、応急仮設住 宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について 十分配慮する。

- (ア) ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- (4) 戸別受信機を含む防災行政無線及(同報系)、防災ラジオ、CATVによる広報
- (ウ) インターネット (町ホームページ、ソーシャルメディアなど) の活用による 広報
- (エ) エリアメールによる緊急情報配信
- (オ) 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- (カ) 広報車による広報及び指定緊急避難場所・指定避難所への広報担当者の派遣
- (キ) 自治会、自主防災組織等を通じての連絡
- (ク) 県防災情報システムによるメール配信
- (ケ) Lアラート(災害情報共有システム)による情報配信
- (2) 防災関係機関の広報活動

ア 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況等、住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

イ 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報等、多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 広聴活動(事務局、情報連絡班)

町及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項等を把握する とともに、住民等からの各種問合せに対応するため、総合的な窓口を開設する。

町は、住民等からの問い合わせに対応するために、相談窓口を総務課に設置する。

なお、町及び県は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

第8節 災害救助法適用計画

知事は、災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被 災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

《主な実施担当》

住民生活対策班

1 適用基準

(1) 適用基準

災害救助法による救助は、市町単位の被害が以下の基準に該当する場合で、かつ、 被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

ア 住家が滅失した世帯の数が、当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上で あること。

市町	Ø	人口	住家滅失世帯数	備考
5,000 人未満			30 世帯	
5,000 人以上	\sim	15,000 人未満	40 "	琴平町
15,000 人 "	\sim	30,000 人 〃	50 "	
30,000 人 "	\sim	50,000 人 〃	60 "	
50,000 人 "	\sim	100,000 人 ″	80 "	
100,000 人 "	\sim	300,000 人 〃	100 "	
300,000 人 〃			150 "	

イ 被害世帯がアの世帯数に達しないが、被害が相当広範囲にわたり、県下の全滅 失世帯数が、1,000 世帯以上の場合は、住家が滅失した世帯の数が当該市町の区 域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

市町	の	人口	住家滅失世帯数	備考
5,000 人未満	į		15 世帯	
5,000 人以上	. ~	15,000 人未満	20 "	琴平町
15,000 人 "	\sim	30,000 人 〃	25 <i>"</i>	
30,000 人 "	\sim	50,000 人 ″	30 "	
50,000 人 "	\sim	100,000 人 "	40 "	
100,000 人 "	\sim	300,000 人 〃	50 "	
300,000 人 "			75 <i>"</i>	

- ウ 県下の滅失世帯数が 5,000 世帯以上であって、当該市町の被害状況が特に救助 を必要とする状態にあるとき。
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難と する厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失し たものであるとき。
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

(2) 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、全壊、全焼若しくは流失した世帯を 滅失した1世帯とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯 をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができな い状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 適用手続

- (1) 町長は、町における被害が前記の災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は 該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害 発生時の被害状況、すでにとった措置及び今後の措置等を知事に情報提供するとと もに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請するも のとする。
- (2) 町長は、災害の事態が緊迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手するとともにその状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。
- (3) 町は、災害救助法の適用にかかる災害報告(災害発生の時間的経過に伴い発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告)を県へ報告するものとする。

3 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が実施する。この場合において、町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出

- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害 を及ぼしているものの除去

4 救助の補助

上記により町長が行う事務のほか、町長は、知事が行う救助を補助するものとする。

5 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

(2) 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、町の要請に基づき、 災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得 た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

※ 資料

- 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 (資料 13-(1))
- 2 救助実施記録日計票 (様式 第2号)

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

《主な実施担当》(災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う)

消防班

1 町の活動(消防班)

- (1) 町は、救急救助を必要とする状況を把握し、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し、救急活動を実施する。
- (2) 町は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他の市町等に救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

(3) 救助活動

- ア 延焼火災及び救助事案が同時多発している場合は、延焼火災現場での人命救助 活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。
- イ 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、 自主防災組織、関係機関とも連携し、救助救出を行う。

また、救助資機材等を自主防災組織、ボランティア等に配布し、初動時における救助救出活動を円滑に行う。

(4) 救急活動

- ア 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し適宜実施する。
- イ 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- ウ 傷病者等に対する応急手当の実施、及び傷病程度に応じた搬送先等を決定する ために、現地本部に応急救護所を設置し、応急活動を実施する。

(5) 行方不明者の捜索活動

- ア 行方不明者の捜索にあたっては、消防本部が琴平警察署及び地域住民と協力して実施する。
- イ 行方不明者や捜索された遺体については、間違いのないようリストに整理する。
- ウ 行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して手配・処理等を円滑に行う。
- エ 捜索が困難な場合は、本部事務局を通じて県及び隣接市町に応援を求める。
- オ 遺体を発見した場合は、速やかに琴平警察署に連絡する。

(6) 安全避難の確保

火災発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地区について は、住民の安全避難を確保するための活動を行う。

2 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 被災地の地域住民等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動にあたるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

3 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

※ 資料

- 1 被災者救出状況記録簿 (様式 第7号)
- 2 臨時雇上人夫勤務状況表 (様式 第25号)

第10節 医療救護計画

地震災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、 関係機関は連携して必要な医療救護活動を行う。

《主な実施担当》(災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う)

住民生活対策班、消防班、仲多度南部医師会琴平町支部、仲多度郡歯科医師会琴平町 支部、善通寺市仲多度郡薬剤師会

1 救護班の編成(住民生活対策班)

(1) 直轄救護班

町においては、医療救護本部を設置するとともに中讃保健福祉事務所の指導及び援助を受け、必要に応じ直ちに救護活動を行うものとする。

(2) 他団体救護班

災害の実情に応じ、県立医療機関、日赤香川県支部、国立医療機関及び仲多度郡・ 善通寺市医師会等の応援を求めるものとする。

2 現地医療体制(住民生活対策班)

- (1) 医療救護班の派遣
 - ア 町は、医療救護が必要と認めたときは、仲多度南部医師会琴平支部等に医療救 護班等の派遣等を要請するものとする。医療救護班等は、応急救護所において医 療救護活動を行う。
 - イ 町は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他の市町等に広域 医療救護班の派遣等について応援を要請する。
- (2) 応急救護所の設置
 - ア 町は、医療救護班等による初期応急医療、傷病者の重要度の判定等を行うため、 応急救護所を地域の実状等に応じて事前に決められた施設等に設置する。
 - イ 医療救護班等は、応急救護所において次の活動を行う。
 - (ア) トリアージ
 - (イ) 重症患者及び中等症患者に対する応急措置と軽症者の処置
 - (ウ) 救護病院等への患者搬送の支援
 - (エ) 助産活動
 - (オ) 死亡の確認、遺体の検案
 - (カ) 医療救護活動の記録並びに町災害対策本部及び県災害対策本部への措置状況

等の報告

(キ) その他必要な事項

3 後方医療体制(住民生活対策班)

(1) 救護病院の医療救護

ア町は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。

イ 救護病院は、次の活動を行う。

- (ア) トリアージ
- (イ) 重症患者応急処置
- (ウ) 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
- (エ) 広域救護病院等への患者搬送
- (オ) 助産活動
- (カ) 遺体の検案
- (キ) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告
- (ク) その他必要な事項
- (2) 広域救護病院等の医療救護

ア町は県に対して、県が定める広域救護病院からの応援を依頼する。

イ 広域救護病院は、次の活動を行う。

- (ア) トリアージ
- (イ) 重症患者の受入及び処置
- (ウ) 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
- (エ) 広域医療救護班の派遣
- (オ) 県内医療搬送の支援
- (カ) 遺体の検案
- (キ) 医療救護活動の記録並びに町災害対策本部及び県災害対策本部への措置状況 等の報告
- (ク) その他必要な事項

4 傷病者の搬送(住民生活対策班、消防班)

重症患者の後方医療機関(必要に応じ、県外の医療機関)への搬送は、原則として 消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する 場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 町又は医療機関が所有する緊急車両等により搬送する。
- (2) 県に対し、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊に対し、ヘリコプター等による搬送を要請する。

- 5 医薬品及び救護資機材の確保(住民生活対策班、仲多度南部医師会琴平町支部、仲 多度郡歯科医師会琴平町支部、善通寺市仲多度郡薬剤師会)
 - (1) 災害時の医療救護活動に関する協定書により派遣する医療救護班等が使用する医薬品等は、原則として町が調達するものとするが、緊急の場合は、仲多度南部医師会琴平町支部の会員及び、仲多度郡歯科医師会琴平町支部の会員の所有のものを使用するものとする。

町は、医療救護活動において医薬品等が必要となった場合は、善通寺市仲多度郡 薬剤師会の会員が保管する医薬品等の提供を要請できるものとする。

善通寺市仲多度郡薬剤師会は、町から医薬品等の提供の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

(2)(1)でも医薬品等が不足する場合は、中讃保健福祉事務所又は県に対し、医薬品等の供給を要請する。

6 血液の確保(住民生活対策班)

町は、被害が軽微な地区において、採血車を受入れ、住民に献血協力を呼びかける。

7 医療機関等の非常用通信手段の確保

町、県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

※ 資料

災害時の医療救護体制 (資料 7-(1))
 救護病院一覧表 (資料 7-(2))
 救護班活動状況 (様式 第19号)
 病院診療所医療実施状況 (様式 第20号)
 助産台帳 (様式 第21号)
 災害時の医療救護活動に関する協定書 (参考 2-(12))

第11節 消防活動計画

地震発生時において、同時多発的に発生する火災から、住民の生命、身体及び財産を 守るために、出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に行う。

《主な実施担当》

消防班

1 町の活動(消防班)

地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害が同時に発生する場合が多く、また道路の損壊等により通行障害が発生するため、消防活動が極めて困難となる。このことから、消防機関は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら、次の点を考慮して消防活動を実施する。

- (1) 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所及び避難路を確保して消防活動を優先する。
- (2) 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
- (3) 多数の延焼火災が発生した場合は、延焼危険地域を優先して消防活動を行う。
- (4) 危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を優先する。
- (5) 消防活動に際しては、消防職・団員の安全確保に十分配慮する。

町は、自らの消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき他の市町 に応援を要請する。

さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、消防組織法第 44 条の 規定により、県を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特殊災 害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。

2 県の活動

- (1) 県は、大地震等非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、町又は消防機関に対して、消防相互応援の実施のほか、消防隊員の出動、災害用資機材の輸送 その他の応援等の災害防御の措置に関し必要な指示を行う。
- (2) 県は、町において被害状況等の把握が困難であると認めたときは、防災ヘリコプターにより偵察を行うとともに、必要に応じて、警察本部、自衛隊等に対して火災の発生状況等の上空偵察を要請しその状況を把握し、関係市町に連絡する。

- (3) 県は、町から応援要請を求められたときは、消防組織法第 43 条の規定に基づく 他市町に対する応援の指示をし、県内の消防力では対処できないと判断したときは、 直ちに消防庁に対して、緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。
- (4) 県は、市町からの要請の有無にかかわらず、全県的な消防活動、救助活動を効率的かつ円滑に行うため必要があると認めるときは、消防組織法第43条の規定に基づく他市町への応援指示を行うものとする。
- (5) 県は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握を行うものとする。

3 住民等の活動

- (1) 住民、事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、使用中のガス器具、石油ストーブ等の火気を直ちに遮断するなど出火防止に努める。
- (2) 住民、自主防災組織、自衛消防組織等は、出火したときは協力して初期消火を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

4 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第12節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が町に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、町からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

《主な実施担当》

事務局、総務班、調査復旧班、消防班

1 輸送の対象(事務局、総務班、消防班)

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、 次のものを輸送対象として実施する。

- (1) 第1段階
 - ア 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
 - ウ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
 - エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、 物資
- (2) 第2段階
 - ア 上記(1)の続行
 - イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者
- (3) 第3段階
 - ア 上記(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員、物資
 - ウ 生活必需品

2 輸送車両等の確保(総務班、調査復旧班、消防班)

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、おおむね次によるものとする。

- (1) 応急対策実施機関所有の車両等
- (2) 公共団体及び公共的団体の車両等
- (3) その他自家用車両等
- (4) 町本部における自動車

ア 各班は、自動車輸送力を必要とするときは、総務班に、次の輸送条件を明示して中請するものとする。

- (ア) 輸送区間及び期間
- (イ) 輸送品名及び輸送量又は車両の台数
- (ウ) 配車場所及び日時
- (エ) その他の条件

イ 総務班長は、前記要請があったときは、班の車両等所有状況を考慮して、使用 車両等を決定する。

(5) 鉄道、軌道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他府県等遠隔地において、物資、資材等を確保したときで、JR鉄道等によって輸送することが適当なときは、鉄道等による輸送を行うものとする。

なお、車両の増車、臨時列車の増発などを必要とするときは、知事(危機管理課) を通じてその旨要請するものとする。

3 緊急輸送路の確保(調査復旧班)

- (1) 町は、警察との連携により関係機関の協力を得て、主要な道路の被害状況・復旧 見込み等、必要な情報を把握する。
- (2) 県は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、警察及び道路管理者と協議し緊急輸送路を選定する。
- (3) 道路管理者は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 住民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車 両等の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

4 緊急輸送拠点の確保(総務班)

緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うために、県は一次(広域)物資拠点等を、町は二次(地域)物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、町は臨時ヘリポートの確保を行い、県は場外離着陸場の情報管理を行うものとする。

5 輸送の応援(総務班)

町本部において自動車の確保ができず、あるいは道路の被災等による一般輸送の方法が不可能なため等により、輸送の円滑が期されないときは、県本部に応援の要請をする。

ただし、緊急を要するとき等においては、隣接市町本部に直接応援を要請するものとする。前記要請にあたっては、輸送条件を明示して行うものとする。

6 費用の基準 (総務班)

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、県の地域における慣行料金(運輸省の認可を受けている料金以内)によるものとする。なお、自家用車等の借上げについては、借上げ謝金(運転手付等)として輸送業者に支払う料金の範囲内(おおむね80パーセント以内)で、町本部が所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共機関所有の車両使用については、燃料費負担(運転手雇上げのときは賃金)程度の費用とする。

7 整備保存すべき帳簿

(1) 輸送記録簿

※ 資料

1 輸送記録簿 (様式 第 28 号)

第13節 交通確保計画

災害により道路、橋梁等の交通施設に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要となった場合、又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときは、通行の禁止、制限及び迂回路線の設定、又は制限の緩和等に関する交通規制を行い、被災地内の交通を確保する等交通対策に遺漏のないように努めるものとする。

《主な実施担当》

調査復旧班、消防班、琴平警察署

1 陸上交通の確保(調査復旧班、消防班、琴平警察署)

(1) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察へリコプター、交通 監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握す る。

(2) 道路交通規制等

警察は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

ア 交通規制の基本方針

- (ア) 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- (4) 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- (ウ) 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (エ) 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

(3) 交通規制の実施

ア 交通規制は、道路の機能確保・復旧活動の状況により行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡を とり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を防止する。

イ 道路施設等に危険な状況が予想され、又はこれを発見若しくは通報等により覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交 通が危険であると認められる場合2 道路に関する工事のため、やむを得ない と認められる場合	道路法 第 46 条第 1 項
	道路における危険を防止し、その他交通の 安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道 路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 76 条第 1 項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通 規制のうち、法律上は適用期間の短いものを 警察署長に行わせることができる。	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項 第4項

(4) 交通規制のための措置

- ア 警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設 の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- イ 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車 両による緊急通行車両の先導等を行う。
- ウ 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等 に対し車両の移動等の措置命令を行う。
- エ 警察は、交通規制にあたっては、道路管理者、自治体の防災担当部局等と相互 に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、 交通誘導の実施等を要請する。
- オ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要がある ときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、 放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (5) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行確保のため、警察官、自衛官及び消防 吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実	実施責任者		範囲	根拠法
敬	察	官	 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。 	災害対策基本法 第 76 条の 3
自消	衛 防 吏	官員	警察官がその場にいない場合に限り自衛 隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通 行のため、上記措置を行うことができる。	

2 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見 した者は、速やかに警察官又は町長に通報するものとする。

通報を受けた町長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察官に、速やかに 通報するものとする。

3 規制実施の要領(調査復旧班)

町は、道路施設の被害等により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、その道路施設の管理が町長以外の場合は、その管理者に通報し、管理者が規制をする暇のない場合は、直ちに警察署長に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、又は、避難の指示をし、又は警戒区域を設定し、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。この場合でき得る限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡し、正規の規制を行うものとする。

4 交通規制の周知(調査復旧班)

交通規制が実施された場合は、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(1) 規制の標識等

規制を行った実施者は、次の標識を内閣府令、国土交通省令に定める場所に設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、

必要に応じて警察官等が現地において指導にあたるものとする。

(2) 規制標識

ア 道路法第47条の5 (通行の禁止又は制限の場合における道路標識) によるもの

イ 災害対策基本法施行規則第5条(災害時における交通の規制に係る標示の様式 等)によるもの

(3) 規制条件の標示

規制標識には、次の事項を明示する。

ア禁止、制限の対象

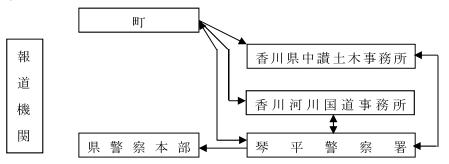
- イ 区間
- ウ 期間
- 工 理由

この場合、通行の禁止又は通行の制限にかかる規制については、適当なまわり道 を明示し、一般の交通に支障のないように努めるものとする。

5 報告等 (調査復旧班)

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知するものとする。

(1) 系統



(2) 報告事項

- ア禁止、制限の種別と対象
- イ 区間
- ウ 期間
- エ 理由
- オ 迂回路、その他の状況

6 道路啓開等(調査復旧班)

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通 省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等(雪害においては除雪を含む。)を行

- い、道路機能の確保に努める。
- (1) 路上の障害物の除去(火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。)について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。
- (2) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 県は、道路管理者等である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。
- (4) 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等(雪害における除雪を含む。) に必要な人員、資機材等の確保に努める。

7 車両の運転者のとるべき措置

- (1) 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- (2) 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

8 緊急通行車両の確認

- (1) 県公安委員会が、災害対策基本法第76条の規定に基づき、一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、県又は県公安委員会は、災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。この確認を行った場合、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。
- (2) 県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両の事前届出制度を運用し、あらかじめ災害応急対策用として届出があった車両について、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

この交付を受けた車両について、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に 優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

第14節 避難計画

地震災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難の勧告又は指示を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。

《主な実施担当》(災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う)

事務局、情報連絡班、住民生活対策班、消防班、琴平警察署

1 避難の勧告又は指示の実施(事務局)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等の ため、特に必要があると認めるときは、次により避難の勧告又は指示を行う。

また、町は、避難勧告等の判断に際し、県等に助言を求めることができる。県等は、町からの求めがあった場合には、避難勧告又は避難指示(緊急)の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

なお、避難勧告等の解除に当たっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準 内容等
避難	町 長		災害全般に ついて	災害が発生し、又は発生するおそれ 避難のための立退きがある場合において、人命の保護等の勧告、必要があるとのため特に必要があると認めると 認めるときは立退きき。
勧告	知事			町長が上記の事務を行うことができ ないとき。 「町は県に報告)
	町 長		災害全般に ついて	災害が発生し、又は発生するおそれ 避難のための立退きがある場合において、人命の保護等の指示、必要があるとのため特に必要があると認めるとき 認めるときは立退きで、かつ急を要すると認めるとき。 先を指示
	知 事			町長が上記の事務を行うことができ (町は県に報告) ないとき。
避難指示	警察官		災害全般に ついて	災害が発生し、又は発生するおそれ がある場合において、人命の保護等の指示、必要があると のため特に必要があると認めるとき で、かつ急を要すると認める場合で、 町長が指示できないと認めるとき又 は町長から要求があったとき。
	知事、その命 を受けた職 員又は水防 管理者	第 29 条	洪水につい て	洪水の氾濫により著しい危険が切迫 していると認められるとき。 の指示(水防管理者の ときは、当該区域を管 轄する警察署に報告)

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準内容等
	の命を受け			地すべりにより著しい危険が切迫し 避難のための立退き ていると認められるとき。 の指示(当該区域を管 轄する警察署に報告)
	警 察 官	警察官職 務執行法 第4条		人の生命、身体に危険を及ぼすおそ 危害を受けるおそれ れがある災害時において、特に急を のある者を避難させ 要するとき。
	災害派遣を 命じられた 部隊等の自 衛官			上記の場合において、警察官がその 危害を受けるおそれ 場にいないとき。 のある者を避難させ る。(防衛庁長官の指 定する者に報告)

2 避難準備 高齢者等避難開始

- (1) 町は、避難勧告を発令する前段階において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者のうち特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない前段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、避難準備情報(避難行動要支援者)情報(以下、「避難準備情報」という。)を発令するものとする。
- (2) 住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害 に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、町が避難準備情報を発したときは、必要に応じて速やかにこれに応じて行動するものとする。

3 避難勧告又は避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の内容及び周知(事 務局)

- (1) 町は、次の事項を明らかにして、住民等に避難勧告又は避難指示(緊急)の周知を行う。
 - ア 避難を必要とする理由
 - イ 避難の対象となる地域
 - ウ 避難所(指定緊急避難場所、指定避難所)
 - 工 避難経路
 - オ その他必要な事項(避難に際しての注意事項、携行品等)

なお、避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を 指示するものとする。

また、危険の切迫性に応じて避難の勧告又は指示及び避難準備情報の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

町は、避難準備情報の伝達、避難の勧告又は指示をしたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

- (2) 周知の手段
 - ア 県防災情報システムを利用した防災情報メール
 - イ 防災行政無線(戸別受信機を含む)、防災ラジオ、CATV
 - ウ 緊急速報メール (エリアメール)
 - エ 広報車による広報、サイレンの吹鳴
 - オ ホームページの利用、マスコミ各社への協力要請
 - カ 電話等の利用 → (自治会長等)
 - キ Lアラート(災害情報共有システム)

その他、警察官や自主防災組織等の協力を得て、周知徹底を図るものとする。 なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性 に応じた手段で伝達を行うものとする。

- (3) 町は、必要に応じ避難に関する放送を、県に対し要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次の事項を明らかにして報道機関にラジオ、テレビによる放送を要請する。なお、事態が急迫している場合及び県への連絡が困難な場合においては、町は直接報道機関に放送要請を行う。
 - ア 放送要請の理由
 - イ 放送事項
 - ウ 希望する放送日時及び送信系統
 - エ その他必要な事項
- (4) 災害発生により、町が事務を行うことができなくなった場合は、町に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信(エリアメール等)等を活用し、 避難勧告又は避難指示(緊急)の情報を配信するものとする。
- (5) 町は、避難勧告又は避難指示(緊急)の発令中は、継続的な周知を図るものとする。
- (6) 住民は、町が避難勧告又は避難指示(緊急)を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

4 避難誘導(事務局、住民生活対策班、消防班、琴平警察署)

町は、警察、消防機関、自衛隊等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して住民の避難誘導を実施するものとする。

- (1) できるだけ自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。
- (2) 高齢者、障がい者、幼児、病人、外国人等の要配慮者を優先して避難所に誘導す

る。

- (3) 外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。
- (4) 避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定して 避難する。
- (5) 学校、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。
- (6) 消防職団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、 現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図る。
- (7) 防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防 災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

5 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。

- (1) 地震の二次災害で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路、避難場所へ避難する。
- (2) 自主防災組織等を中心として、高齢者、障がい者、幼児等、避難行動要支援者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団で避難するものとする。
- (3) 避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

6 指定避難所の開設(住民生活対策班)

(1) 町は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を、一時的に収容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、 被災動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。

(2) 町は、指定避難所として学校、公民館その他公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用する。なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。ただし、これら適当な施設が確保できない場合は、仮設建物等を設置する。

- (3) 指定避難所開設の手順
 - ア 災害対策本部は、住民生活対策班に指定避難所開設の決定を知らせ、施設の開 錠を指示する。
 - イ 勤務時間内においては、指定避難所の施設管理者が、施設の安全を確認して施 錠を解除し、施設の門、出入口の扉を開ける。
 - ウ 勤務時間外においては、施設管理者あるいは住民生活対策班員が、施設の安全 を確認して施錠を解除し、施設の門、出入口の扉を開ける。
 - エ 指定避難所の施設管理者あるいは住民生活対策班員が、ファックスや電話等により指定避難所開設の旨を災害対策本部に報告
 - オ 避難者の受入れ(収容)スペースの指定
 - カ 指定避難所内事務所の開設
 - キ 自主防災組織等の協力を得て、自治会、町内会別等避難予定者数の把握・報告
 - ク 要配慮者専用スペースの確保指定
 - ケ 避難者名簿の作成
 - コ 自主防災組織等の協力を得て安否確認、特に要配慮者の所在確認
 - サ 食料、生活必需品の請求、受取、配給
 - シ 要配慮者の医療機関等への移送措置
 - ス 指定避難所の運営状況の報告
 - セ 指定避難所運営記録簿の作成
- (4) 町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (5) 町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。
- (6) 町は、避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。
 - ア 指定避難所開設の日時及び場所
 - イ 箇所数及び収容人員
 - ウ 開設期間の見込み
- (7) 指定避難所の開設期間

町は、地震情報、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、 指定避難所の開設期間を決定する。なお、指定避難所のライフラインの回復に時間 を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、 あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

(8) 住民は、地震により発生する断続的な強い揺れによる家屋等の倒壊等から、自身の安全を確保するため、断続的な強い揺れが沈静化するまでは、安易に家屋等に戻らず、地震災害に対応した指定避難所等で、避難を継続するよう努めるものとする。

7 指定避難所の運営(住民生活対策班、琴平警察署)

- (1) 町は、警察官、自主防災組織、自治会、防災ボランティア、住民及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、あらかじめ定めた指定避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (2) 町は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。
- (3) 指定避難所においては、県の協力を得ながら飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとする。
- (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努めるものとする。

(5) 指定避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、 食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、生活環境や各種情報の 伝達に留意するものとする。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康 状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と 連携を図るものとする。 (6) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育で家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

- (7) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために町の職員を配置するものとする。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとする。
- (8) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

8 指定避難所外避難者等への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を 含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回 健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の 確保が図られるよう努めるものとする。

県は、町が行う指定避難所外避難者の状況調査に協力するものとする。また、町からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

9 在宅の要配慮者対策(住民生活対策班、消防班)

- (1) 在宅サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者等の名簿をもとに、高齢者、 障がい者等の安否確認、被災状況の把握に努めるものとする。
- (2) 町は、要配慮者を発見した場合には、指定避難所への移動、指定避難所や居宅での生活が不可能であると認められるときは本人の了解を得て緊急入所施設等の入所措置、居宅での生活が可能な場合には在宅福祉ニーズの把握等を行うものとする。
- (3) 町は、指定避難所に移動した要配慮者について、県等の応援を得ながら、速やかに組織的・継続的な要配慮者特有の保健福祉サービスの提供が開始できるよう努める。そのため、災害発生後、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始するものとする。

10 障がい者に係る対策(住民生活対策班)

(1) 町は、障がい者に係る対策として、次の点に留意しながら行うものとする。 ア 文字放送テレビ、ファクシミリ等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話 通訳者の派遣

- イ 車いす、障がい者用携帯便器等、障がいの状態に対応した機器や物資等の提供 ウ ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣等
- (2) 町は、在宅の被災障がい者に対する救援のため、安否確認及び福祉サービスの迅速な提供を行う。

11 児童に係る対策(住民生活対策班)

町は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び援護を行う。

- (1) 指定避難所の管理者・リーダー等を通じ、指定避難所における児童の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について、町又は児童相談所に対して、通報がなされるようにする。
- (2) 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護について必要な措置を行う。

12 要介護者等の福祉施設における緊急受入れ(住民生活対策班)

- (1) 地震災害時の施設への緊急入所措置にあたっては、施設の種類に応じて対応するものとし、措置決定、委託契約の締結等は、事後的に行うものとする。
- (2) 町は、要介護高齢者、障がい者、要保護児童、母子等の要配慮者の状況を速やかに把握するとともに、施設入所にあたっては県と協議のうえ、適切な処置を行うものとする。
- (3) 社会福祉施設の管理者は、平常時から災害時の受入可能人数を把握しておくものとする。
- (4) 社会福祉施設の管理者は、要入所者を極力受入れられるようオープンスペースの 活用等を積極的に図るとともに、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の 高い被災者を優先し、施設への受入れに努めるものとする。
- (5) 社会福祉施設の管理者は、施設の受入可能状況について県及び町へ逐次報告を行うものとする。

13 広域一時滞在

(1) 町は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

- (2) 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、県は、町が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合等において、必要があると認めるときは、県内の他の市町との協議を町に代わって行い、また、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を行うものとする。
- (3) 県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村や広域一時滞在 について助言を行うものとする。

※ 資料

指定避難所兼指定緊急避難場所一覧表 (資料 10-(1))
 被災者台帳 (様式 第3号)
 被災証明書 (様式 第4号)
 避難所設置及び収容状況 (様式 第5号)
 救助の種目別物資受払状況 (様式 第6号)

第15節 食料供給計画

町は、地震災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊出し等による食料の供給を行う。

《主な実施担当》(災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う)

住民生活対策班、総務班

1 食料の調達 (総務班)

- (1) 町は、被災者名簿をもとに食料需要を把握するとともに、指定避難所以外で炊事ができない者、ミルクを必要とする乳児等の把握に努める。
- (2) 町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、県に対して調達又は斡旋を要請する。
- (3) 県は、町から要請があったとき、又は、緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。
- (4) 県は一次(広域)物資拠点を、町は二次(地域)物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。

2 炊き出しその他による食料の供給(住民生活対策班)

- (1) 対象者
 - ア 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者
 - (ア) 指定避難所に避難している者
 - (4) 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事 のできない者
 - (ウ) 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
 - イ 災害救助法が適用されない場合の被災者
 - ウ 災害応急対策に従事する者
- (2) 供給する食品
 - ア 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
 - イ 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。

- ウ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
- エ 飲料水 (ペットボトル等)
- (3) 炊き出しの実施
 - ア 炊き出しは、災害の状況が落ち着きを見せ、実施体制が整うなどの状況を勘案 して行う。
 - イ 町は、学校給食センター、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自 主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊出し及び食 料の配分を行う。
 - ウ ボランティア等による炊出しの申し出があった場合、学校給食センターと関係 機関が調整して随時実行する。
 - エ 町は、炊き出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。 県は、町から要請があれば、次の措置を行うものとする。
 - (ア) 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。
 - (4) 集団給食施設、給食業者に炊飯委託のあっせんを行う。
 - (ウ) 調理不要な乾パン、食パン等を供給する。
 - (エ) プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。
 - (オ) 自衛隊に対して派遣要請を行う。
 - (カ) 指定避難所等における炊き出しボランティアの派遣について、関係団体に対 し協力を要請する。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、 孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在 宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への 避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

※ 資料

- 1 炊出し供与状況 (様式 第13号)
- 2 食糧現品給与簿 (様式 第14号)
- 3 炊出し用物品借用簿 (様式 第15号)

第16節 給水計画

町は、地震災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、被災 地のニーズに応じて、香川県広域水道企業団へ要請し、飲料水及び生活用水の供給を行 う。

《主な実施担当》(災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う)

調査復旧班、香川県広域水道企業団

1 給水の確保等(調査復旧班、香川県広域水道企業団)

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- (2) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保 に努める。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を 基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施(香川県広域水道企業団)

- (1) 水道事業者は、次の給水活動を行う。
 - ア 水道施設に被害がない場合は、給水先の町の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
 - イ 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、 給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ウ 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給 水を行う。
 - エ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保 する住民に対して、衛生上の注意を広報する。
 - オ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県又は(公社)日本水道協会香川県支部に対して、応援等を要請する。
- (2) 県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ア 町の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、水道事業者に飲料水の確保に係

る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。

- イ 水道事業者から給水活動の応援要請があったときは、必要に応じて、他の県や 自衛隊に応援給水を要請する。
- (3) 町は、水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、 孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在 宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への 避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

※ 資料

1 飲料水の供給簿 (様式 第16号)

第17節 生活必需品等供給計画

町は、地震災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被災地のニーズに 応じて、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給又は貸与を行う。

《主な実施担当》(災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う)

住民生活対策班、琴平町社会福祉協議会

1 生活必需品等の調達

- (1) 町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を 締結 した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、県等に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 県は、町から要請があったとき、又は、緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している物資を放出するとともに、生活必需品等の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した民間業者等を調達先とし、これらの輸送も依頼する。
- (3) 県は一次(広域)物資拠点を、町は二次(地域)物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。
- (4) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請する。
- (5) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
- (6) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に 応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。
- (7) 町及び県は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2 生活必需品等の配分

(1) 対象者は、次のとおりとする。

ア 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を

喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

- イ 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに 入手することができない者
- (2) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。
 - ア 寝具 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
 - イ 外衣 洋服、作業着、子供服等
 - ウ 肌着 シャツ、パンツ等の下着
 - エ 身の回り品 タオル、靴下、サンダル、傘等
 - オ 炊事道具 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
 - カ 食器 茶碗、皿、はし等
 - キ 日用品 石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等
 - ク 光熱材料 マッチ、プロパンガス等
- (3) 町は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し生活必需品等の供給を行う。
- (4) 町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。

県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。

(5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、 孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在 宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への 避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

※ 資料

- 1 物資購入(配分)計画表 (様式 第17号)
- 2 物資の供与状況 (様式 第18号)

第18節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に 維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

《主な実施担当》

住民生活対策班

1 防疫対策(住民生活対策班)

町は、被災後、速やかに、防疫班を編成し、状況に応じた防疫活動を行うとともに、 県の指示により必要な防疫措置を実施する。

- (1) 県は、被災地の状況を把握するとともに、一類感染症、二類感染症、三類感染症 及び新感染症(以下「感染症等」という。)の発生の状況、動向及び原因を明らかに するため、必要な調査を実施し、当該感染症等にかかっていると疑うに足る正当な 理由のある者に対して健康診断を行う。
- (2) 町は、県が感染症等を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、県の指示を受けて、感染症等の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を行う。
- (3) 町及び県は、感染症等が発生したときは、速やかに発生状況、防疫対策等について広報、啓発を行う。
- (4) 県は、感染症等が発生したときは、速やかに感染症指定医療機関(緊急やむを得ない場合は知事が適当と認める医療機関)に入院勧告等を実施するとともに、(2) と同様な措置を講じる。
- (5) 県が感染症予防上必要と認めたときは、町は県の指示により、臨時の予防接種を実施する。
- (6) 町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に 実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法 の周知などに努める。
- (7) 町は、感染症予防のため、防疫活動を実施するものとする。また、特に指定避難 所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (8) 町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。
- (9) 住民及び自主防災組織は飲食物の衛生的取扱い、トイレでの手洗いと消毒の徹底、

地域周辺の清潔保持等衛生の確保に努め、感染症の発生を防止する。

2 保健衛生対策(住民生活対策班)

(1) 健康相談等

ア 町は、県、医療機関や関係団体等と密接な連携を図りながら、定期的に保健師等による指定避難所等の巡回を実施して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者、障がい者等、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて保健指導及び健康相談を行うとともに、福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

イ 町は、県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(2) 精神保健相談等

ア 町は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する 心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、 診察・治療(精神療法、各種表現療法、薬物療法等)等を行う。

- (ア) 精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者
- (4) 子ども、妊産婦、障がい者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者
- (ウ) 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
- (エ) ボランティア等、救護活動に従事している者
- (オ) その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

イ 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関及び他 の都道府県に対して、応援要請を行う。

(3) 栄養相談等

ア 町は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、保健福祉事務所 等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に 関する広報活動を行う。

また、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

- (ア) 乳幼児、妊産婦、障がい者、高齢者等の要配慮者に対する栄養指導
- (4) 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
- (ウ) 感染症や便秘等を予防するための栄養指導
- (エ) 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- (オ) その他必要な栄養相談・指導

イ 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の 都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

(4) 県保健医療活動との連携

県は、必要に応じて、県災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。

町は必要に応じて県保健医療活動チーム等と連携し、保健医療活動に協力する。

3 食品衛生対策(住民生活対策班)

県は、町及び(公社)香川県食品衛生協会の協力を得て、次の業務を行う。

- (1) 食品関係営業施設の被害状況を把握するとともに、食品の衛生的取扱い、施設・ 設備の監視指導を行う。
- (2) 炊出し施設等臨時給食施設、弁当調製施設等について、重点的に監視指導を行うとともに、食品製造、運送、販売業者等の食品取扱い及び施設の衛生監視を行う。
- (3) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の指導を行う。
 - ア 救援食品の衛生的取扱い
 - イ 食品の保存方法、消費期限等の遵守
 - ウ 配布された弁当等の適切な保管(通風のよい冷暗所等)と早期喫食(期限を過ぎた弁当等は速やかに破棄)
 - エ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行
- (4) 食中毒が発生したときは、食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、原因を 究明する。

4 薬剤及び資機材の備蓄、調達(住民生活対策班)

- (1) 町は、応急救護所等で使用する防疫薬剤及び資機材を調達確保する。
- (2) 町は、防疫用医薬品・資材等が不足したとき卸売業者から調達するほか、県に調達を要請する。

※ 資料

1 精神科医療機関 (資料 8-(1))

第19節 廃棄物処理計画

地震災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、 生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

《主な実施担当》

住民生活対策班

1 処理体制(住民生活対策班)

- (1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 町は、廃棄物処理について県から必要な指導を受けるとともに、被害が甚大な場合は、県に応援を要請する。県は、町から要請があったとき又は被災状況から判断して必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県、関係団体等に対して、応援を要請するとともに、その活動調整を行う。
- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力するものとする。

2 処理方法(住民生活対策班)

(1) ごみ処理

災害時においてのごみ処理は、災害により発生したごみの収集、運搬及び処分を 敏速かつ適正に行わなければならず、被災地域が広大な場合は、必要に応じて隣接 市町の応援を求めるものとする。

なお、災害の実情に応じて町の清掃施設、許可業者を動員し班体制を組み、住民 福祉課により清掃班を編成し、ごみ処理の円滑化を図る。

清掃班の編成については、1班当たり次の基準とする。

ア 人員:5人~10人

イ 運搬車輛:ダンプ、トラック1台

ウ 器材:スコップ、トビロその他必要器具

【ごみ収集車の現況】

種別	積載量(t)	台数(台)
トラック	2	3

(2) し尿処理

- ア し尿処理施設等の被害状況を把握し、住民の生活に支障がないよう速やかに仮 設トイレ等を設置する。このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄 に努めるとともに、その調達ルートを確保しておく。
- イ 仮設トイレ等の衛生状態を保つため、消毒剤、散布機器等を確保するとともに、 日常の清掃等の管理については、設置場所の管理者や自主防災組織等に要請する。
- ウ し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から速やかに行う。
- エ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に対し広報を行い、 周知徹底を図る。
- オ 収集したし尿は、し尿処理業者等と協力を図りながら、し尿処理施設又は終末 処理場のある下水道に搬入し処理する。

(3) 災害廃棄物処理

- ア 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。
- イ 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬する。
- ウ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- エ 石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、適正な処理を行う。

3 災害廃棄物処理計画の策定

- (1) 県は、県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測等の基礎的データや 処理に係る手順を整理した県災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。
 - また、町において、実効性のある計画が策定されるよう必要な助言を行う。
- (2) 町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、琴平町災害廃棄物処理計画を策定している。必要に応じて計画を見直すとともに、円滑な応急対策が図られるよう内容の周知を図る。
- (3) 町及び県は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担 当職員が円滑に業務を遂行するため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通 じてより実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

4 住民への周知(住民生活対策班)

町及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

5 損壊家屋の解体 (調査復旧班、住民生活対策班)

- (1) 町及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。
- (2) 町及び県は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

※ 資料

1 一般廃棄物処理施設 (資料 8-(2))

第20節 遺体の捜索、処置及び埋葬計画

地震災害時において、死者(行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測 される者を含む。)が発生した場合は、捜索、処置及び埋葬を速やかに行う。

《主な実施担当》(災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う)

消防班、琴平警察署

1 遺体の捜索(住民生活対策班、消防班、琴平警察署)

- (1) 町は、地震災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の捜索を行う。
- (2) 遺体の捜索にあたっては、警察等の協力を得て、捜索に必要な資機材等を借上げ、 速やかに行う。

応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持物等
- ウ 応援を求めたい人数又は船艇器具等
- エ その他必要な事項

2 遺体の処置(住民生活対策班、琴平警察署)

- (1) 町は、遺体について、医師により死因その他の医学的検査を行う。
- (2) 警察本部は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認 を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行え るよう、県、町及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- (3) 町は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (4) 町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬ができない場合等においては、適当な場所(寺院、公共施設等)に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬(住民生活対策班)

- (1) 町は、地震災害による社会混乱等のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がいない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- (2) 町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の

役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。

- (3) 町は、自ら埋火葬の実施が困難な場合は県に応援を要請する。県は、火葬場のあっせん等について町から要請があったとき、又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。
- (4) 町は、遺体の輸送に必要な車両、ヘリコプターの数等を示して県に応援を要請する。

※ 資料

- 1 火葬場一覧 (資料 8-(4))
- 2 死体処理台帳 (様式 第8号)
- 3 埋葬台帳 (様式 第9号)

第21節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住 宅を建設するとともに、公営住宅の空室や借上げた民間賃貸住宅を提供するほか、宅地 建物取引業者の媒介により、民間賃貸住宅の情報を提供し、入居に際しての利便を図る。

また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

《主な実施担当》

調査復旧班、住民生活対策班

1 被災住宅の調査 (調査復旧班)

- (1) 町は、災害により家屋に被害が生じた場合、次の項目について応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を早急に実施し、知事に報告する。
 - ア 被害状況
 - イ 被災地における住民の動向及び町の住宅に関する要望事項
 - ウ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
 - エ 応急仮設住宅建設に係る現地活動上の支障事項等
 - オ その他住宅の応急対策上の必要な事項
- (2) 町が調査を実施できない場合は、知事に応援を要請する。

2 応急仮設住宅の建設(調査復旧班、住民生活対策班)

県は、災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では 住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

(1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、町と協議して、公共用地から優先して選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、町は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行うものとする。

(2) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、知事の通知を受けた場合は町が実施する。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

(3) 建設戸数

建設戸数は、町の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを 得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

(4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建て とする。

(5) 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、 国の非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁(農林水産省、経済産業省、 国土交通省、環境省)に資機材の調達に関して要請する。また、必要な資機材の調 達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとす る。

(6) 応急仮設住宅の管理

町は、県の委託を受け、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理を 行う。なお、入居者の選定等にあたっては、高齢者、障がい者など要配慮者に十分 配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

3 住宅の応急修理(調査復旧班)

県は、災害救助法が適用された場合、住家が半焼又は半壊し、若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、次により必要最小限の応急修理を行う。

(1) 対象の選定

応急修理対象住宅の選定は、町の協力を得て行う。ただし、知事の通知を受けた 場合は町が実施する。

(2) 修理方法

応急修理は、建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、知事の通知を受けた場合は町が実施する。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、町の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

4 障害物の除去 (調査復旧班、住民生活対策班、琴平町社会福祉協議会)

- (1) 町は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去ができない者に対して、障害物の除去を行う。
- (2) 町は必要に応じて県に応援を要請する。県は、町から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建築業関係団体、自衛隊等の協力を得て、応援を行う。

5 公営住宅の特例使用(住民生活対策班)

町は、応急住宅及び応急修理ができるまでの間、収容できる公民館、体育館、校舎等を災害の規模及び場所に応じて使用できるよう計画を策定するとともに、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。)

6 民間賃貸住宅の借り上げ(住民生活対策班)

県は、町及び不動産関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

7 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介(住民生活対策班)

町は、県を通じて民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に(公社)香川県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会香川県本部からの会員業者の情報を提供する。 また、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

※ 資料

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書 (参考 2—(8))
 障害物除去の状況 (様式 第10号)
 応急仮設住宅(入居)申込者名簿 (様式 第22号)
 応急仮設住宅台帳 (様式 第23号)
 住宅応急修理記録簿 (様式 第24号)

第22節 社会秩序維持計画

地震災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想 されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

《主な実施担当》

総務班、琴平警察署

1 住民への呼びかけ(総務班)

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 防犯 (琴平警察署)

琴平警察署は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び指定避難所等に おいて、パトロールを強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生 活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

第23節 文教対策計画

地震災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を 行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・ 設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措 置を行う。

《主な実施担当》

住民生活対策班、調査復旧班

1 児童生徒等の安全確保(住民生活対策班)

- (1) 町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、 所管する学校等に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

ア 在校時の場合

地震災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者等と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等に報告する。

イ 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、教育委員会等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。

2 学校施設・設備の応急措置(住民生活対策班、調査復旧班)

- (1) 校長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等 所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。

(4) 指定避難所に指定されている施設においては、指定避難所を開設する旨の連絡があった場合には、指定避難所の開設準備に協力するとともに、学校側の担当職員を定め、避難所運営に協力する。

3 応急教育の実施(住民生活対策班)

学校等の施設・設備等が災害により被災したときは、教育施設が使用可能な場合及び不可能な場合の措置等を明確にして、可能な限り応急教育を実施し、教育活動の維持・推進を図るものとする。応急教育の実施にあたっては、施設・設備の被災程度、復旧の状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して行うものとし、町は、所管する学校等を指導及び支援し、応急教育に関する対応を促進する。

- (1) 教育施設が使用可能な場合の措置
 - ア 校長等は、教育活動再開にかかわる諸措置について、的確な状況判断のもと教育委員会をはじめ、関係諸機関と緊密な連携をとり万全を期する。
 - イ 校長等は、教職員を掌握するとともに、速やかに応急教育計画を策定し、児童 生徒等及び保護者等に連絡する。
 - ウ 校長等は、教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万 全を期するよう留意し、指導にあたっては、災害後の健康安全教育及び生活指導 に最重点をおくようにする。
- (2) 教育施設が使用不可能な場合の措置
 - ア 校長等は、災害復旧にかかわる諸措置について、的確な状況判断のもと町教育 委員会をはじめ、関係諸機関と緊密な連携をとり万全を期する。
 - イ 校長等は、学校管理に必要な教職員を確保するとともに、速やかに応急教育計画を確定し、児童生徒等及び保護者等に連絡する。
 - ウ 校長等は、教職員を動員し、施設・設備の応急復旧を行い、授業再開に努める。
 - エ 校長等は、応急教育計画に基づく教育活動を学校等及び地域の復旧状況に即して行う。学校等に児童生徒等を収容しきれない場合は、町教育委員会等に連絡をし、二部授業又は地域の公共施設等を利用して分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
 - また、指定避難所に学校等を提供したため、学校等が使用不可能な場合は、教育委員会等に連絡し、他の公共施設の確保を図り、速やかに授業の再開に努める。
 - オ 校長等は、他地域へ避難した児童生徒等について応急教育を実施する場合は、 教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、 前記(1) ウに準じた指導を行う。
 - カ 校長等は、災害復旧状況の推移を十分把握し、教育委員会等と緊密な連携のう えできるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その実施時期については、速やかに

保護者等に連絡する。

4 就学援助等(住民生活対策班)

(1) 授業料の減免等

町は、被災した児童生徒等に対して、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知 を受けた町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

(3) 学校給食の実施

町は、指定製パン業者、指定炊飯委託業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、学校給食センターの調理員を動員し、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

ア 被害甚大な場合は、近郊の学校等又は公共施設を利用して設営に努め、早急に 学校給食が実施できるよう努めるものとする。

イ 一部被災の場合は、残存施設を利用して、学校給食を引き続き実施するよう努 める。

ウ 一般被災者についても、可能な限り給食施設を利用して、炊出し等を行う。こ の際、学校給食との調整に留意するものとする。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

- (1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

6 文化財の保護(住民生活対策班)

(1) 被災時の応急措置

国・県・町指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、 速やかに町教育委員会を通じて県教育委員会に連絡する。

県教育委員会は、文化庁に報告するとともに、所有者、管理者、関係機関等と協力し、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、町教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、町教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、 指導・助言を行う。

7 埋蔵文化財対策(住民生活対策班)

- (1) 町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。
- (2) 町教育委員会は、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

※ 資料

- 1 学用品購入(配分)計画表 (様式 第29号)
- 2 学用品の給与状況 (様式 第30号)

第24節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川等の公共土木施設や医療機関、社会福祉施設等の公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

《主な実施担当》

調査復旧班、住民生活対策班、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)

1 道路施設(調査復旧班)

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設(調査復旧班)

河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

また、河川管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設(調査復旧班)

町及び県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高い と判断されるときは、関係機関や住民に周知するとともに、応急工事を行う。

4 治山施設(調査復旧班)

町及び県は、治山施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要 に応じて、応急復旧を行う。

5 公園施設(調査復旧班)

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

6 鉄道施設(四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株))

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やか に応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

7 医療機関、社会福祉施設等公共施設(住民生活対策班)

町は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

8 廃棄物処理施設(住民生活対策班)

- (1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支 障があるもの、二次災害のおそれがあるもの等については、速やかに応急復旧を行 う。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供 給の拠点としても活用するよう努める。
- (2) 県は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導、助言を行う。

第25節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるので、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

《主な実施担当》

四国電力(株)、四国ガス(株)、LP ガス取扱機関、西日本電信電話(株)、KDDI(株) 四国支店、(株)NTT ドコモ四国、NTT コミュニケーションズ(株)、香川県広域水道企業団

1 電気施設(四国電力(株)送配電カンパニー丸亀事業所)

- (1) 電気事業者は、地震災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易 度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高 いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、感電事故、漏電による火災等、二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
 - ア 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - イ 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ウ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 都市ガス施設(四国ガス(株)丸亀支店、LPガス取扱機関)

- (1) ガス事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等、二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、住民の避難等の措置を講じる。
- (3) ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安やガス使用上の注意事項等について、住民、関

係機関等へ周知する。

- 3 電気通信施設(西日本電信電話(株)香川支店、KDDI(株)四国支店、(株)NTT ドコモ四国、NTTコミュニケーションズ(株))
 - (1) 電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
 - (2) 電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
 - ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、 臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ウ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - エ 災害救助法が適用されたとき等には、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
 - (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、 電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、 広範囲に渡って広報活動を行う。
 - (4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国(総務省)を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

4 水道施設(香川県広域水道企業団)

- (1) 水道事業者は、災害が発生したときは、水道の各施設(貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設)ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。
 - ア 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたとき は、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
 - イ 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ウ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。

- (2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。
 - ア 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
 - イ 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限に抑えるため、配水調整を行う。
 - ウ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
 - エ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて、住民生活への影響を考えて、緊急度の高い指定避難所や医療機関等は優先して行う。
 - オ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。
- (3) 町及び県は、水道事業者の復旧活動に必要に応じて協力する
- (4) (独) 水資源機構は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、県等関係 機関に状況を連絡するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。
- (5) 水道事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

5 下水道施設(調査復旧班)

町は、災害が発生したとき、下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の 巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を 維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について、早急に被害 状況を把握し、業務継続計画(下水道 BCP)に沿った運用を行うなど、適切な応急復 旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性等を考慮し、緊急度の高いものを 優先する。
- (2) 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水等に対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、機能の維持及び復旧に努める。また、ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。
- (4) 町及び県は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する

ものとする。

第26節 農林水産関係応急対策計画

地震災害による農林水産関係被害を最小限に抑えるため、農業用施設、農作物、家畜 等に対して、的確な応急対策を行う。

《主な実施担当》

調査復旧班

1 農業用施設等に対する応急措置(調査復旧班)

各施設管理者は、地震発生後速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。

2 ため池施設(調査復旧班)

ため池等の管理者は、必要に応じてため池からの放水、用排水路の断水又は減水、 代替機による排水等必要な応急措置を講じる。また、町に対し、必要に応じ住民に避 難の指示をするよう要請する。さらに、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報す るとともに、町との協議を行い、応急復旧工法を検討するとともに、必要な応急復旧 を実施する。

3 農作物に対する応急措置(調査復旧班)

- (1) 町及び農業協同組合等農業団体は、被害の実態に応じて県が行う技術指導に協力する。
- (2) 県は、県種子協会に対し、転用種子などの再播種用種子の確保について指導するとともに、果樹や野菜など園芸種苗の確保に努めるものとする。

4 畜産に対する応急措置(調査復旧班)

- (1) 町は、畜産関係の災害応急対策の実施について、県と緊密な連絡のもとに行うほか、次の関係機関の協力を求めるものとする。
 - ア農業共済組合
 - イ 農業協同組合
 - ウ 開業獣医師
- (2) 町は、家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、県が行う家畜等の消毒、予防注射等に協力する。また、家畜伝染病が発生したときは、県が行う家畜等の移動を制限する等の措置に協力する。

第27節 二次災害防止対策計画

地震発生時の被害を最小限にとどめるため、余震又は降雨等による水害・土砂災害や 余震による建築物、構造物の倒壊等に備え二次災害防止施策を講じる。

《主な実施担当》

調査復旧班、情報連絡班

1 土砂災害対策(調査復旧班)

町及び県は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等の応急危険度判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。

また、町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

2 被災建築物等への対応 (調査復旧班)

町は、被災建築物や被災宅地等について、余震による倒壊や物の落下、地盤の崩壊等の二次災害を防止するため、応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等により応急危険度判定を行い、県は、各判定士の派遣等により、積極的に町の活動を支援する。その結果、危険度が高いと判断された場合は、建築物や宅地への立入制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。

また、住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。その場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

3 環境汚染への対策(情報連絡班)

県から大気汚染や水質汚濁の調査結果等について情報提供されたときは、町は、必要に応じて、周辺地域の住民に対して、大気汚染、水質汚濁に関する情報の提供を行う。

第28節 危険物等災害対策計画

地震により危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の危険物施設等に事故が発生し、 又は発生するおそれがあるとき、住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消 火活動等の応急対策を行う。

《主な実施担当》

総務班、調査復旧班、住民生活対策班、消防班

1 事業者の応急対策

- (1) 地震発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生するおそれがあるときは、直ちに、町、警察等に通報するとともに、事故の発生又は拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡するものとする。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行うものとする。

2 町の応急対策 (総務班、調査復旧班、住民生活対策班、消防班)

- (1) 地震により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、 県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、 消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、仲多度南部医師会琴平支部等に医療救護班等の出動を要請して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、 指定避難所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出 した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施 設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じるものとする。
- (6) 地震災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

3 石油類等の危険物施設の応急措置(消防班)

(1) 緊急点検の実施

町は、危険物施設等の関係事業者に対し、地震が発生した場合には、次の項目について関係施設の緊急点検を直ちに実施するよう指導するものとする。

なお、町は、震度4以上の地震の場合は、緊急点検の実施結果を、実施後直ちに 消防本部に対し報告するよう指導する。

- ア 危険物等の漏えいの有無
- イ 関係施設の損傷の有無
- ウ 関係施設の圧力、温度、流量等の計器類の異常の有無
- エ その他必要な事項

(2) 異常現象発生時の応急措置

危険物施設等の関係事業者は、地震発生時には上記緊急点検を直ちに実施するとともに、その結果等により、危険物等による火災、危険物等の漏えいその他の異常現象を発見した場合は、直ちに地震災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講ずるとともに、その旨を消防本部、警察署等の関係行政機関に通報するものとする。

関係行政機関は、上記通報を受けた場合は、直ちに消火活動等の被害拡大防止措置、救急救助活動、広報活動、避難勧告、避難誘導等の応急対策を講じるとともに、消防本部は事故等の状況を県に報告する。

なお、消防本部は、状況に応じて消防法第12条の3の規定に基づく緊急使用停止 命令等の措置を遅滞なく行うとともに、県に速やかに報告する。

4 高圧ガス施設の応急措置(消防班)

(1) 異常現象発生時の応急措置

高圧ガス施設の関係事業者は、地震発生時には、直ちに下記の緊急点検を実施するとともに、その結果等により、可燃性ガス等による火災、ガスの漏えいその他の異常現象を発見した場合は、直ちに、地震災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急措置を講じるとともに、その旨を消防本部、警察署及び県等の関係行政機関に通報するものとする。

- ア ガスの漏えいの有無
- イ 関係施設の損傷の有無
- ウ 関係施設の圧力、温度、流量等の計器類の異常の有無
- エ その他必要な事項

関係行政機関は、上記通報を受けた場合は、消火活動等の被害拡大防止措置、救 急救助活動、広報活動、避難勧告、避難誘導等の応急対策を講ずる。

5 火薬類施設の応急措置(消防班)

(1) 異常現象発生時の応急措置

火薬類施設の関係事業者は、地震発生時には、直ちに下記の緊急点検を実施するとともに、その結果等により、火薬庫の損傷、火薬類の盗難、紛失、変質、その他の異常現象が発生した場合は、直ちに地震災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急の措置を講ずるとともに、その旨を消防本部(火薬類に係る爆発若しくは火災の発生又はその恐れがある場合に限る。)、警察署及び県等の関係行政機関に通報する。

- ア 火薬庫等の損傷(警報装置等を含む)の有無
- イ その他の関係施設の損傷の有無
- ウ 火薬類の盗難、変質等の異常の有無
- エ その他必要な事項

関係行政機関は、事業者から上記通報を受けた場合は、消火活動等の被害拡大防 止措置、救急救助活動、広報活動、避難勧告、避難誘導等の応急対策を講ずる。

6 毒物及び劇物施設の応急措置(消防班)

町は、被害状況の把握に努め、必要に応じ住民に対し避難勧告等を行う。

- (1) 毒物劇物製造業者等は、施設及び設備等の被災状況を把握し、関係機関にその状況を連絡するとともに毒物及び劇物の漏えい、流出の拡大を防止する。
- (2) 毒物劇物製造業者等は、関係機関と連携し、自衛消防組織により、毒物及び劇物による火災発生を防止する。

7 放射性物質等その他の施設の応急措置(消防班)

町は、放射性物質等その他の危険物の貯蔵、取扱施設の関係事業者に対し、地震が発生した場合、これら特殊な危険物の貯蔵、取扱施設についての異常の有無を点検するとともに、異常が発見された場合は、直ちに地震災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講じるとともに、その旨を警察署等の関係行政機関に通報するよう指導する。

第29節 ボランティア受入計画

地震災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を 行う。

《主な実施担当》

住民生活対策班、琴平町社会福祉協議会

1 受入体制の整備(住民生活対策班、琴平町社会福祉協議会)

- (1) 町は、大規模な災害が発生し、ボランティアによる救援活動が必要と判断した場合は、直ちに琴平町社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアセンターの設置を 行う。災害ボランティアセンターは、琴平町社会福祉協議会が運営する。
- (2) 町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達、災害に関する情報提供等の支援活動を行う。
- (3) 町及び琴平町社会福祉協議会は、香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県 支部が設置する香川県災害ボランティア支援センター並びに県に被災状況を報告す るとともに、必要に応じて、災害ボランティアセンターの活動を支援するよう要請 する。
- (4) 町は、県と協力して、速やかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、 琴平町社会福祉協議会、日本赤十字社等が行うボランティアの受付、活動調整等に ついて協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN PO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するな どし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた 支援活動を展開するよう努め、またボランティアの生活環境について配慮するもの とする。

2 ボランティアの受入方法(住民生活対策班、琴平町社会福祉協議会)

- (1) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入体制が整い次第、災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティアセンターからの情報

提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報 を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。

(3) 災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動 に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援 活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
 - ア 災害ボランティア情報の収集、発信
 - イ ボランティアと県等との連絡、調整
 - ウ 活動資材の調整
 - エ 災害ボランティアセンターへの支援
 - オ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等
- (2) 災害ボランティアセンターの主な役割
 - ア 被災地のボランティアニーズの把握
 - イ 被災地へのボランティアの派遣
 - ウ 災害ボランティア情報の収集、発信
 - エ ボランティアと町、関係機関等との連絡、調整
 - オ 災害ボランティアへの対応
 - カ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応(住民生活対策班、琴平町社会福祉協議会)

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第30節 要配慮者応急対策計画

地震災害時において、高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、児童(乳幼児を含む)、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、町及び関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

《主な実施担当》

調査復旧班 (観光客対策班)、住民生活対策班、消防班

1 高齢者、障がい者、難病患者等対策(住民生活対策班、消防班)

- (1) 町は、地震災害が発生したとき、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、 直ちに避難行動要支援者名簿を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安 否確認、被災状況等の把握に努める。また、消防団等は、自力で避難することが困 難で特別の支援を必要とする高齢者、障がい者等の緊急時の円滑かつ迅速な援護活 動を図る。その際、町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じ て、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に 配慮すること。
- (2) 町は、難病患者への対応のため、県との連携を図る。
- (3) 町は、援護の必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所等の措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者、難病患者等への医療やホームヘルプサービス、デイサービス等の居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車いす、障がい者用携帯便器等、必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 町は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、 本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時 入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 町及び県は、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障がい者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用等、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策(住民生活対策班)

- (1) 町は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 町及び県は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害に対応するため、子ども女性相談 センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行 うため一時的に保育が必要な児童等において保育できるよう、緊急一時保育の実施 体制の整備に努める。

3 外国人対策 (調査復旧班 (観光客対策班))

- (1) 町は、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 町及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。 情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 町は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するものとする。
- (4) 県は、町からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に通訳者、語学ボランティア等の派遣を要請するものとする。
- (5) 県は、町からの報告に基づき、在県外国人の安否情報の取りまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。

4 香川県災害派遣福祉チーム(DWAT)

- (1) 町は、県内で大規模災害が発生し、被災した場合に、必要に応じて県に対して香川県災害派遣福祉チーム (DWAT) の派遣を要請することができる。
- (2) DWATは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行う。
 - ア 指定避難所等の福祉ニーズ把握
 - イ 要配慮者のスクリーニング
 - ウ 要配慮者からの相談対応

- エ 介護を要する者への応急的な支援
- オ 避難環境の整備

5 社会福祉施設等の対応(住民生活対策班)

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、 避難所としての機能を求められるので、県、町等の協力を得て、早急に施設機能の 回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余 裕スペース等を利用して、高齢者、障がい者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 町及び県は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保等、社会福祉施設等の機能維持に努める。

6 配慮すべき事項(住民生活対策班)

町及び県は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮するものとする。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用した要配慮者に向けたきめ 細やかな情報提供
- (2) 避難準備情報の伝達や、自主防災組織、民生委員・児童委員等、地域住民の協力等による円滑かつ迅速な避難誘導
- (3) 避難所での健康状況の把握
- (4) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (5) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (6) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (7) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (8) 医療福祉等総合相談窓口の設置
- (9) 応急仮設住宅への優先的入居
- (10) 高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等

第31節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確(スムーズ)に実施できるよう、関係機関や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

《主な実施担当》

住民生活対策班

1 同行避難した動物の適正飼養対策(飼い主の役割)

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物(危険な動物)の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、 当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講 じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する ための必要な措置をとるよう努める

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報 収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知 や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。

県は、指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行ない、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行なう。

4 被災動物救護活動対策

町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

第4章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

《主な実施担当》

全課

1 原状復旧

- (1) 町、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の 広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行 うものとする。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害 (以下「特定大規模災害」という。)等を受けた場合、円滑かつ迅速な復興のため必 要があると認められるときは、町に代わって工事を行うことを県に要請することが できる。

2 計画的復興

(1) 町は、大規模な地震災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進めるものとする。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を

実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した 地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、 その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や 障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

- (2) 町及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、地震に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 町及び県は、地震に強いまちづくりにあたっては、必要に応じて、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港湾等、骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。
- (4) 町及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組みを推進するものとする。
- (5) 警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再 度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業 が完了するよう努めるものとする。

《主な実施担当》

全課

1 災害復旧事業の種別

町は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川 イ 砂防設備 ウ 林地荒廃防止施設 エ 急傾斜地崩壊防止施設 オ 道路 カ 下水道 キ 公園

- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道施設災害復旧事業計画
- (5) 公営住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議又は許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

3 激甚災害の指定

町は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる 激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査して県に報告し、早期に激 甚災害の指定が受けられるよう措置し、災害復旧が円滑に行われるようにするものと する。

町は、県が行う激甚災害の指定に関する調査等について協力するものとする。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活 資金等の貸付、租税の徴収猶予及び減免、応急金融対策、雇用対策等、必要な措置を講 じる。

《主な実施担当》

企画防災課、総務課、出納室、税務課、住民福祉課、観光商工課、地域整備課、農政課、琴平町社会福祉協議会

1 生活相談・情報提供(企画防災課、総務課、出納室)

町及び県は、国や金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関等と連携、共同して相談業務を行う。

2 被災証明・罹災証明書の交付(税務課)

(1) 早期交付のための体制確立

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の 交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに現地確認及び証明書を交付す る。

また、災害による住家等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹証明書を交付する。

なお、町及び県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、 住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏 まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等 について、被災者に明確に説明するものとする。

(2) 交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

(3) 体制確立に向けた平時の取組み等

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

また、町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担 当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災 後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を 早期に実施できるよう努めるものとする。

県は、町担当者の研修の充実や、育成した担当者名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等を通じて町の支援体制強化を図るものとする。

3 被災者台帳の作成(税務課)

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

4 災害用慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付(地域福祉課)

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び町の条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。 県は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について、必要 に応じ、町を指導、助成する。

5 生活福祉資金の貸付(県社会福祉協議会)

県社会福祉協議会は、被災した低所得者・障がい者・高齢者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び琴平町社会福祉協議会の協力を得て、予算の範囲内において、災害を受けたことによる臨時費用等の各種貸付を行う。

6 被災者生活再建支援金の支給(地域福祉課)

町及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、その生活再建を支援するため、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

7 税等の期限延長、徴収猶予及び減免(税務課)

町は、被災者の納付すべき町税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、町税の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて講じる。

8 国民健康保険税の減免等(税務課)

町は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担 金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

9 被災中小企業者の復興支援(観光商工課)

- (1) 町及び県は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、かがわ産業支援財団による小規模企業者等設備導入資金の貸付等、政府系金融機関のほか、信用保証協会による融資の保証等が、迅速かつ円滑に行われるよう国・県に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。

県は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

10 被災農林業者の復興支援(農政課)

町は、被災した農林業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、国・県が行う天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、農林業金融公庫法等に基づく融資等について広報するとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるように、県に協力して必要な措置を講ずる。

県は、被災した農林漁業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する 資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づき融資等が受 けられるよう必要な措置を講じる。

また、農林水産業共済団体に対して、補償業務の迅速、適正化を図るとともに早期に共済金の支払いができるよう指導する。

11 雇用対策等

(1) 被災者に対する職業斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時 職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金 制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

県は、公共職業安定所と連携し、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報 を把握するとともに、職業相談、職業紹介を実施し、早期再就職への斡旋を行う。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

ア 公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

イ 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 第 25 条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため、労働の意思及 び能力を有するにもかかわらず就労することができず、賃金を受けとることがで きない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支 給する。

(3) 労働保険料の納付の猶予

香川労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料の納付の猶予措置を講じ、また、延滞金や 追徴金の徴収免除を行う。

12 職業訓練の実施

県は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、職業訓練の受講希望者に対して、必要な職業訓練を行う。

13 生活関連物資の供給確保及び価格安定対策

(1) 生活関連物資の供給状況及び価格動向の調査・監視及び情報提供

県は、職員等による店頭での供給状況、価格動向等の聴取り調査等を行い、広く情報を収集する。また、必要に応じて、業界事情聴取を行い、供給状況等の正確な情報の把握に努める。

これにより得られた情報は、適宜、広報誌等を通じて県民に提供する。

(2) 関係機関との連携

県は、関係部局、町との連携を密にし、関係事業者団体等に対して必要物資の円滑な供給などの協力要請を行うとともに、他の都道府県に対しても情報提供、本県への必要物資の集中出荷等の要請を行う。

(3) 生活関連物資に関する緊急措置

県は、県民生活に重要な生活物資に需給の逼迫、価格高騰などの異常がある場合には、香川県消費生活条例による指定物資として、立入検査、勧告などを行う。

14 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

町及び県は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住 宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

※ 資料

- 1 災害弔慰金の支給等に関する条例 (参考 1-(4))
- 2 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (参考 1-(5))
- 3 被災者生活再建支援金の概要 (資料 13- (2))

第4節 義援金等受入配分計画

町及び県は、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、県民及び他の都道府県等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

《主な実施担当》

総務課、出納室、住民福祉課

1 義援金等の受付及び保管(出納室)

- (1) 町
 - ア 町に寄託される義援金等は出納室が受付窓口を開設して受け付ける。
 - イ 義援金等の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。
 - ウ 義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座 を設け、町指定金融機関で保管する。
 - エ 義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。
- (2) 県等
 - ア 県は、県に寄託された義援金品及び知事あての見舞金の受付を行い、義援物資 については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。
 - イ 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援 金の受付を行う。

2 義援金等の配分等(住民福祉課)

- (1) 町
 - ア 義援金等については関係機関等と次の項目について協議のうえ決定し、配分する。
 - (ア) 配分方法
 - (イ) 被災者等に対する伝達方法
 - イ 義援物資については、その種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基 準を定め、早期に配分を実施する。
- (2) 県等
 - ア 県は、受け付けた義援金の町に対する配分を義援金収集団体等で構成する第三 者機関である配分委員会で決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を 決定しておくなど、迅速な配分に努める。また、義援物資について、町に対する

配分を決定し、町の指定する場所まで輸送し町に引き渡すものとする。

- イ 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、配分委員会に参画し、受け付けた義援金の町に対する配分を、配分委員会で決定する。
- ウ 町は、県等から送付された義援金・義援物資を関係団体の協力を得て被災者に 配分するものとする。

3 義援金等の募集など(総務課)

町は、災害により被災したとき、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容リスト及び送り先を、報道機関等を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するように努めるものとする。

国及び被災地以外の地方公共団体は、必要に応じ、義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

国民、企業等は、義援物資を提供する場合、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、義援金を募集するにあたっては、 募集方法、募集期間等を定めて実施するものとする。

なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあっては本社を通じて各都道府県支部に、香川県共同募金会にあっては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行うものとする。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、本町が東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第6条第1項の規定に基づく東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域の指定(平成18年12月8日内閣府告示第927号)を受けていることから、並びに、南海トラフ巨大地震対策特別措置法案(平成25年法律第26号)第3条第1項の規定に基づく、南海トラフ巨大地震緊急対策区域の指定を受けていることから、南海トラフ巨大地震に伴い発生する地震動、並びに、円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第7節【防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱】 に準ずる。

3 南海トラフ巨大地震の特徴

南海トラフ巨大地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①被害が極めて広域にわたること、②中でも津波被害が甚大なこと、③同時又は近接して二つ以上の巨大地震が発生する可能性が高いことである。

本町に直接影響を及ぼす恐れのある南海トラフ巨大地震は、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までの地域並びにその周辺の地域における地殻の境界における極めて広い領域を震源とする大規模な地震であって、マグニチュード9クラスの大地震である。

南海トラフ巨大地震に伴う、地震・津波の被害想定は、香川県が平成25年3月と8月及び平成26年3月に公表した。それによる本町の被害は、震災対策編第1章第8節「被害想定」による。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配(総務班、調査復旧班)

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材(以下「物資等」という。) が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成して、具体的な資機材の調達手配について定めるものとする。
- (2) 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配備 (総務班)

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に関する応援要請(総務班、消防班)

- 1 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協 定は、資料編2.協定、覚書等【(11)災害時の相互応援に関する協定書】のとおりで ある。
- 2 町は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。
- 3 自衛隊の派遣に関しては、震災対策編第3章第2節【広域的応援計画】、第3節【自 衛隊災害派遣要請計画】に準ずる。

第3 帰宅困難者への対応

1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間 事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

また、町の帰宅困難者対策としては、地震対策編第2章第21節【帰宅困難者対策計画】に準ずる。

2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 時間差発生時における円滑な避難の確保等

〇南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、地震対策編第3章第4節【地震情報伝達計画】に準ずる。

〇南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策 に係る措置

第 1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の 伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、地震対策編第3章第4節【地震情報伝達計画】 に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。

《主な実施担当》

全班、香川県広域水道企業団

1 災害対策本部等の設置

(1) 本部の設置基準

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判断されうる規模の地震(東南海地震が 単独発生した場合を含む。)が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、 直ちに琴平町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部を設置し、的確かつ 円滑にこれを運営する。

(2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、町役場内とする。

(3) 解散

本部は、災害の危機が解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときに災害対策本部を解散する。

2 災害対策本部の組織及び所掌事務(全班)

震災対策編第3章第1節【活動体制計画】2、3、4に準ずる

3 動員配備体制(全班)

震災対策編第3章第1節【活動体制計画】5、6、7に準ずる

第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法や地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、地震対策編第3章第7節【広報活動計画】に準ずる。

第3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が 発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制及び伝達系統は、地震対策編第3章第5節【災害情報収集伝達計画】に準ずる。

第4 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第5 避難対策等

1 地域住民等の避難行動等

町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。 町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、日 頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

2 避難所の運営

町における、避難後の救護の内容については、地震対策編第3章第10節【医療救護 計画】に準ずる。

第6 消防機関等の活動

- 1 町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消 防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等のために講ずる措置について、次の事項を 重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 地域住民等の避難誘導、避難路の確保
- 2 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合 に次のとおり措置をとるものとする。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門、閘門等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第7 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、 犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する支援

第8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。体制については、地震対策編第3章第16節【給水計画】に準ずる。

2 下水道

公共下水道等の機能を維持する体制を確保するものとする。体制については、地震 対策編第3章第25節【ライフライン等応急復旧計画】に準ずる。

3 電気

- (1) 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- (2) 四国電力株式会社中讃営業所がとる体制は、地震対策編第3章第25節【ライフライン等応急復旧計画】に準ずる。

4 ガス

- (1) LPガス販売事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
- (2) 一般社団法人香川県LPガス協会がとる体制は、地震対策編第3章第25節【ライフライン等応急復旧計画】に進ずる。
- (3) LPガス販売事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

5 通信

NTT西日本(株)香川支店及び(株)NTTドコモ四国支社、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)四国支店、ソフトバンク株式会社がとる体制及び行う措置は、地震対策編第3章第25節【ライフライン等応急復旧計画】に準ずる。

6 放送

(1) 日本放送協会(高松放送局)、矢掛放送がとる体制は、地震対策編第3章第25節 【ライフライン等応急復旧計画】に準ずる。

第9 交通

1 道路

町は、県警察及び道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については、地震対策編第3章第13節【交通確保計画】に準ずる。

2 鉄道

四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合安全性に留意しつつ運行するために必要な対応については、地震対策編第3章第24節【公共施設等応急復旧計画】に準ずる。

四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

第10 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

- (1) 各施設に共通する事項
 - ア 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達
 - イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - エ 出火防止措置
 - オ 水、食料等の備蓄
 - カ 消防用設備の点検、整備
 - キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
 - ク 各施設における緊急点検、巡視
- (2) 個別事項
 - ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - イ 河川について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて 講じるべき措置

- ウ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪 性を十分に考慮した措置
- エ 幼稚園、小・中学校等にあっては、次に掲げる事項
 - (ア) 児童生徒等に対する保護の方法
- オ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項
 - (7) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
- また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の 管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について原則として工事を中断する。

第11 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留 旅客等の保護等の方法については、地震対策編第2章第21節【帰宅困難者対策計画】 に準ずる。

〇南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策 に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、地震対策編第3章第7節【広報活動計画】に準ずる。

第2 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第3 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

(以下の事業について具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を記載する事業 については、政令・告示に留意すること)

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、 建築物、構造物等の耐震化等を図るとともに、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべ き施設等の整備を推進する。

《主な実施担当》

企画防災課、総務課、住民福祉課、地域整備課、消防本部、消防団、四国旅客鉄道(株)、 高松琴平電気鉄道(株)

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

震災対策編第2章第2節【建築物等災害予防計画】及び第2章第6節【公共施設等 災害予防計画】に準ずる

2 避難場所の整備

震災対策編第2章第12節【避難体制整備計画】1、2に準ずる

3 避難経路の整備

震災対策編第2章第12節【避難体制整備計画】1、2に準ずる

4 土砂災害防止施設

5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設 震災対策編第2章第8節【防災施設等整備計画】に準ずる

6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

震災対策編第2章第11節【緊急輸送体制整備計画】に準ずる

7 通信施設の整備

- (1) 町防災行政無線
- (2) その他の防災機関等の無線 震災対策編第2章第8節【防災施設等整備計画】に準ずる

第5節 防災訓練計画

地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

《主な実施担当》

防災企画課、総務課、消防本部、消防団

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の 自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想 定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生からの円滑な避難のための災害応急対策を中心とし、南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、地震対策編第2章第17節【防 災訓練実施計画】に準じて、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとす る。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報 (調査中)、南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の 人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、 地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

《主な実施担当》

防災企画課、総務課、生涯教育課、消防本部

1 町職員に対する教育(防災企画課、総務課、消防本部)

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震 災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関ごとに行うも のとする。防災教育の内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報 (調査中)、南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)、 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) の内容及びこれに基づきとられる措置の 内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報 (調査中)、南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)、 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が 発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報 (調査中)、南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)、 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が 発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育(総務課、消防本部)

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地震からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の 実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図る

- ことにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。 この際、障害のある人や外国人等の要配慮者に配慮する。
- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の 内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が 発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行 動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活 必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の平素からの対策 及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

町は、すべての住民が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。

特に、自主防災組織の結成、住宅の耐震診断や耐震改修の実施については、自主 的・主体的な取組みが促進されるよう留意する。

3 児童、生徒等に対する教育(生涯教育課、消防本部)

県及び町は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

また、防災教育に関しては、地震対策編第2章第18節【防災知識等普及計画】に準ずる。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育(総務課、消防本部)

町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

5 自動車運転等に対する教育(総務課)

町は、県及び県警察と連携し、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転者がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 相談窓口の設置(総務課)

町は、県と連携し、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。